

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第1号)

(衆議院 5.5.23可決 参議院 5.24財政金融委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本原則

令和5年度以降における防衛力の抜本的な強化等に要する費用(各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和4年度当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額)の財源に充てるため、防衛力強化税外収入及び防衛力強化資金からの受入金を確保する。

二、財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

- 1 令和5年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から2,000億円を一般会計に繰り入れる。
- 2 令和5年度において、外国為替資金特別会計から、決算上の剰余金の繰入れに加えて約1兆2,000億円を一般会計に繰り入れる。

三、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例

- 1 独立行政法人国立病院機構は、令和5事業年度において、422億円を国庫に納付する。
- 2 独立行政法人地域医療機能推進機構は、令和5事業年度において、324億円を国庫に納付する。

四、防衛力強化資金

- 1 防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持のために確保する財源を防衛力の整備に計画的かつ安定的に充てることを目的として、当分の間、防衛力強化資金を設置する。
- 2 防衛力強化資金は、一般会計の所属とし、財務大臣が管理する。
- 3 防衛力強化資金への繰入金の財源は、防衛力強化税外収入をもって充てる。
- 4 防衛力強化資金は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる場合に限り、使用することができる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 5.2.28可決 参議院 3.8財政金融委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、NISA制度の抜本的拡充・恒久化

- 1 非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とする。
- 2 年間投資上限額について、一定の投資信託を対象とする「つみたて投資枠」は120万円、上場株式への投資が可能な「成長投資枠」は240万円にそれぞれ拡充し、両枠の併用を可能とする。
- 3 一生涯にわたる非課税保有限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」に

については、その内数として1,200万円とする。

二、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

保有する株式の譲渡益を元手に創業した等の場合に、出資分につき20億円を上限として株式譲渡益に課税しない制度を創設する。

三、より公平で中立的な税制の実現

- 1 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のため、基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、基準所得税額を超える場合には、超過した差額の追加的な申告納税を求める措置を導入する。
- 2 国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税の導入に向け、所得合算ルールに係る法制化を行う。
- 3 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等のため、相続時精算課税の基礎控除の創設、暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長等を行う。

四、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和5年度の租税減収見込額は、約160億円である。

【附帯決議】（5.3.28財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 NISA制度の抜本的拡充に当たっては、制度の適切な広報により利用の促進を図るとともに、長期的かつ小規模な投資による資産形成を支援するという制度趣旨を逸脱した利用を抑制するための対策を講ずること。また、「貯蓄から投資へ」の観点から、適切に金融資産の選択・運用が行われるよう国民の金融リテラシー向上に努めること。あわせて、市場の国債消化能力等の観点から、家計金融資産の動向を注視すること。
- 二 「貯蓄から投資へ」の推進により資本が海外に逃避し円安を招くことのないよう、国内企業の賃上げや設備投資等を引き続き支援し、生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。
- 三 実質賃金が上昇せず、物価が急速に高騰する中、所得格差と資産格差が拡大していることに鑑み、税負担の公平性確保や再分配機能強化の観点から所得税の課税の在り方について検討を行い、必要な改革を実行するよう努めること。
- 四 極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置については、施行後における所得税負担率の動向等を確実に把握し、税負担の公平性の観点からその効果を見極め、必要に応じて適切な見直しを行うこと。
- 五 スタートアップへの再投資に係る非課税措置については、より多くの資金がスタートアップをより柔軟に支援するための投資に充てられるよう、同措置の利用状況及びその効果を踏まえ、必要に応じ適切な対応を検討すること。
- 六 租税特別措置については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書や、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果等を積極的に活用し、適用実績の把握と効果等の検証を十分に行い、効果が不透明なもの等は廃止・縮減するなど、税制の公平性等を確保する観点から不断の見直しと徹底した改革を推進すること。
- 七 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に当たっては、同制度に対してなお慎重な意見があることを踏まえ、免税事業者の取引からの排除や廃業という深刻な事態が生じないよう最大限の配慮を行うとともに、免税事業者が課税事業者に転換する場合の事務負担を軽減するよう努めること。
- 八 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢

の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い消費税の不正還付防止への対応、国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

九 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.28厚生労働委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成35年5月16日まで）を5年延長し、令和10年5月16日までとする。
- 二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成35年6月30日まで）を5年延長し、令和10年6月30日までとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.28厚生労働委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、昭和6年9月18日以後に死亡した者の妻として、令和5年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面110万円、5年償還の国債を支給する。
- 二、昭和6年9月18日以後に死亡した者の妻として、令和10年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面110万円、5年償還の国債を支給する。
- 三、この法律は、令和5年4月1日から施行する。ただし、二は、令和10年4月1日から施行する。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.28農林水産委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨今の水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、現行法の有効期限を5年間延長し、令和10年3月31日までとしようとするものである。

【附帯決議】 (5.3.30農林水産委員会議決)

水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に対処するため、水産加工業施設改良資金融資が行われてきた。昨今の水産資源の減少など、水産加工業をめぐる厳しい状況に鑑み、引き続き、水産加工業の施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けを行う必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 近年、我が国近海では海水温の上昇等の海洋環境の変化によって、不漁や魚種の変化が生じている。こうした環境の変化に対応して、漁業自体の底上げを図ると同時に、持続性のある産業となるよう水産加工業の在り方や支援の方向性について検討すること。
- 二 我が国の水産加工業は、中小・零細企業が大部分を占めることから、共同化の推進を含め、経営基盤の強化に努めること。
- 三 水産加工業における環境対策を推進するため、環境負荷低減に資するとともに魚種転換にも柔軟に対応できる機器の導入等や加工残さの有効利用等の取組を支援すること。
右決議する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 5.3.30可決 参議院 4.7内閣委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- 1 新型インフルエンザ等対策本部は、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合は、特に必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態等に至る前であっても、指定行政機関の長等及び都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。
- 2 地方公共団体の事務の代行等について、特定新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。）に係るものに拡大するとともに、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても代行等を行うことができる。
- 3 新型インフルエンザ等緊急事態等において、都道府県知事は、正当な理由がないのに要請に応じない者に対し、政令で定める事項を勘案して特に必要があると認めるときに限り、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 新型インフルエンザ等対策に係る費用について都道府県又は市町村の負担を軽減するために特別の交付金の交付に関する規定を設けるとともに、地方債の起債の特例を設ける。

二、内閣法の一部改正

- 1 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。
- 2 同統括庁は、政府行動計画の策定及び推進に関する事務、新型インフルエンザ等対策本部に関する事務、新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務並びに行政各部の施策の統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するものをつかさどる。

- 三、この法律は、一の4については令和6年4月1日、その他一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.4.20内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民の生命を守るための感染症危機対応に万全を期する観点から、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議における指摘を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応について、飲食業、旅行業、宿泊業等に係る事業者からの意見聴取も含め、更なる検証を行った上で、その結果を公表するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。特に予算に関しては、会計検査院の指摘も踏まえ、全体像の把握、使途の精査及び効果検証を行い、その執行及び管理を改善すること。
- 二 内閣感染症危機管理統括庁は、その位置付けの重要性に鑑み、感染症危機に関連する各府省庁

等の取組に積極的に関与し、感染症危機への対応に係る司令塔機能を十分に発揮するとともに、感染症危機管理に関係する予算の全体像の把握等についても、責任ある役割を果たすこと。そのため、医療のみならず、行動経済学、情報工学、心理学、危機管理、広報、デジタルなど多様な専門的知見を活用できる体制を確保するほか、適正な手続で選定した学識経験者への意見聴取により、エビデンスに基づいた政策立案を行うこと。

三 内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構は、常時情報を共有するなど緊密な連携を確保すること。

四 内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省は、適切に役割を分担することにより、地方公共団体が、都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を始めとする各計画の整合性等を担保しつつ、実効性のある感染症対策を講じられるようにすること。

五 内閣危機管理監については、内閣全体の危機管理という所掌事務の特殊性及び重要性に鑑み、感染症危機管理においても、その役割を十全に果たせるよう、運用上の役割を明確にすること。

六 内閣における危機管理に係る人材の育成に努めるとともに、危機管理人材育成に係る研修プログラムを充実させ、関係職員の資質向上を図ること。

七 新型インフルエンザ等対策本部と各府省庁又は都道府県との間の調整が難航した場合において、内閣感染症危機管理統括庁は、新型インフルエンザ等対策本部長の指示権の行使について慎重な検討に努め、あらかじめ各府省庁又は都道府県の意見を十分に聴き取り、当該意見を尊重しつつ総合調整に努めること。

八 感染を防止するための協力要請等に関し、都道府県知事が事業者等に命令する際に勘案すべき事項を定める政令については、当該都道府県知事による機動的かつ臨機応変な意思決定を阻害することのない内容とすること。

九 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）の策定に当たっては、感染症対応に有用な情報を、平時から効率的・統合的に収集・管理するための情報基盤の整備と普及策について検討し、政府行動計画の中に盛り込むこと。

十 起債の特例については、その対象を定める総務省令の内容を、未知の感染症の発生にも十分に対応できるよう、感染症対策に係る最新の専門的知見をいかすため、不断の見直しを行うこと。また、地方公共団体の財政措置をめぐる改正については、地方公共団体の意見を聴取し、国の財政措置の責任を単に地方公共団体に転嫁するものとならないよう、慎重に対応すること。感染症対応の初動期において、より機動的かつ効果的に感染拡大を防ぐため、あらかじめ都道府県と協議の上、国の都道府県に対する財政支援の在り方を検討し、政府行動計画の中に盛り込むこと。

十一 内閣官房及び内閣府の業務の肥大化を防止するため、事務及び組織について不断の見直しを行うこと。また、法律に基づく内閣官房及び内閣府への業務の追加は、平成27年1月27日の閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務見直しについて」等を踏まえ、内閣の司令塔機能など本来の役割を十分発揮するために必要不可欠なものに限るとともに、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。

十二 感染症危機において、国民に対し感染症や政府の対応に関する情報を正確かつ効果的に提供する観点から、その発信及び説明は、政策決定等に責任のある者がその役割を担い、十分な頻度でかつ継続的に行うこと。

右決議する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 5.5.12可決 参議院 5.23東日本大震災復興特別委員会付託 6.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、福島復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定帰還居住区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業等の代行及び国の負担による土壌等の除染等の措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定避難指示区域市町村の長は、あらかじめ福島県知事と協議の上、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域（特定避難指示区域内の区域（特定復興再生拠点区域の区域等を除く。）であって、当該区域における放射線量を土壤等の除染等の措置を行うことにより特定避難指示の解除に支障がない基準以下に低減させることができるものであること等の条件に該当するもののうち、特定避難指示の解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すものをいう。以下同じ。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定帰還居住区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとする。

二、内閣総理大臣は、特定帰還居住区域復興再生計画の認定の申請があった場合において、当該特定帰還居住区域復興再生計画の実施が特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること等の基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得て、その認定をすることとする。

三、国は、二の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画（以下「認定計画」という。）に基づいて行う土地改良事業、砂防工事、道路工事その他の工事であって、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの等を、自ら行うことができることとする。

四、環境大臣は、認定特定帰還居住区域（認定計画に記載された特定帰還居住区域をいい、この項においては特別地域内除染実施計画又は対策地域内廃棄物処理計画が定められている区域を除く。）においては、認定計画に従って、土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理又は廃棄物の処理（認定特定帰還居住区域内の廃棄物であって、土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物等の収集、運搬、保管及び処分に限る。）を行うことができるとし、それらに要する費用は国の負担とすることとする。

五、この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（5. 5. 31東日本大震災復興特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 特定帰還居住区域の避難指示解除に向け、住民が安心して帰還できるよう、各地域の現状や住民・地元自治体等の意向を十分に踏まえ、生活圏を幅広く捉えながら、除染の手法・範囲等を決定するとともに、住民間の分断や不公平が生じないよう十分に配慮し、早期に除染や環境整備等に取り組むこと。

二 住民の帰還意向の確認に当たっては、帰還について早期に判断できない住民に十分配慮し、確認の機会を複数回設けることに加え、近隣住民の動向を始めとする住民の判断に資する情報を適時適切に提供するなど、地元自治体と連携しつつ、住民の意向の丁寧な把握に努めること。

三 帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いについては、住民・地元自治体等と協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、可能な限り早急に方針を示すこと。

四 自主避難者、県外避難者を含めた避難者の人権を最大限尊重し、最後の一人に至るまで必要な支援を継続すること。また、特定帰還居住区域の設定に当たっては、長期にわたり避難生活を行ってきた避難者の事情を十分に踏まえ、住民の意向に柔軟に対応し、避難先と特定帰還居住区域での二地域での居住を当面の間認める等、多様な帰還の在り方を考慮すること。さらに、帰還者等の安全を確保し、安心して生活できるよう、国は生活環境整備を着実に実施した上で、将来的に帰還困難区域全ての避難指示解除を行うこと。加えて、福島の森林・林業の再生や帰還環境の整備に向けた必要な措置を講ずること。

五 避難指示解除区域等に帰還した住民が安心して生活できる環境を整えるため、引き続き、営農再開、事業・生業の再生、教育環境、医療、介護・福祉サービスの再構築を進めるための支援を継続すること。

六 避難指示解除区域等の帰還環境の整備に加え、福島国際研究教育機構の設立により、移住・定住や交流・関係人口の拡大が見込まれることから、帰還者と移住者が共生できるまちづくりを進めること。その際、地域の伝統や文化の再構築にも十分配慮すること。

七 福島浜通り地域等は、原子力災害の影響に伴う急激な人口減少等により、産業の担い手不足が

続いており、将来にわたり活力ある地域としていく上では、働く場を十分に確保する必要があることから、福島国際研究教育機構の設立に伴う産業集積に資する必要な支援を継続すること。

八 福島浜通り地域等が持続的な発展を遂げるには、復興をリードする地域の人材育成が重要であることから、地域の教育機関等との連携の下、地域の高専生や高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形で福島国際研究教育機構による地域人材に対する育成の仕組みを構築するなど、機構の教育機能を充実させること。また、機構が世界に冠たる創造的復興の中核拠点となるよう世界最先端の研究を実施するのにふさわしい研究マネジメント体制を早急に構築すること。

九 重要な課題であるALPS処理水の処分については、これまで以上に積極的な情報公開や広報活動を行うことによって国民的議論を深め、関係者の声に真摯に耳を傾けつつ、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を重ね、信頼関係を構築すること。ALPS処理水の処分により、新たな風評を発生させず、事業者が将来に向け安心して事業を継続していくことを可能とするとともに、諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働きかけ、食の安全確保や放射線に関する理解の増進など、国を挙げて風評払拭に取り組むこと。

十 福島県内の除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分に向け、全国民的な理解醸成を確実に推進するとともに、県外最終処分に向けた具体的な方針・工程を早期に明示し、県民・国民の目に見える形で取組を加速させること。

十一 原子力災害における国の責務として、「第2期復興・創生期間」以降も必要な財源を確実に確保するとともに、福島の復興・再生の実現に向けた総合的な支援措置を継続すること。

十二 東日本大震災により被災した全ての自治体が、真の復興を成し遂げるためにも、政府は、引き続ききめ細やかに被災者の心のケアや孤独死防止対策等の課題に対応するとともに、活力あるまちづくりの実現に向けた移住施策や企業誘致の取組を着実に進めること。被災した全ての自治体が、残された課題の解決に向け、不安なく取組を進められるよう、今後も復興特別所得税等による必要な財源の確保に努めること。

十三 「第2期復興・創生期間」後の復興政策の在り方を視野に入れつつ、復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を検証すること。その結果を踏まえ、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に係る必要な見直しを進めること。
右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 5.2.28可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、車体課税の改正

自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和5年末まで据え置く一方、今後3年間の措置として、税率区分を段階的に引き上げる措置を講ずる。

二、納税環境の整備に関する改正

固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等を行う。

三、航空機燃料譲与税の改正

譲与割合の特例措置の見直しを行う。

四、その他

- 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 5.2.28可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和5年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額18兆3,611億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金について、令和5年度の償還額を増額し、令和35年度までに償還する。
- 3 地方交付税の基準財政需要額の算定方法については、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を充実するため、「地域デジタル社会推進費」の期間を令和7年度まで延長するとともに、令和5年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とする。
- 4 令和5年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに654億円を確保することとし、総額935億円とする。

二、地方財政法の一部改正

令和5年度から令和7年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとする旨の特例を設ける。

三、施行期日

この法律は、令和5年4月1日から施行する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 5.3.14可決 参議院 4.3法務委員会付託 4.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事補の員数を15人減少し、842人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少し、2万1,744人に改める。
- 三、この法律は、令和5年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】(5.4.6法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 令和2年4月16日及び令和3年4月6日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。
- 六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 5. 3. 16可決 参議院 3. 28外交防衛委員会付託 3. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名を改める。
- 三、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算額の限度を改定する。
- 五、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に係る例外規定を整備する。
- 六、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。
- 七、この法律は、令和5年4月1日から施行する。ただし、在ローマ国際機関日本政府代表部の新設に係る部分は、政令で定める日から施行する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 5. 3. 30修正議決 参議院 4. 14経済産業委員会付託 4. 28本会議修正議決 ※)

※ 4. 28衆議院へ回付 5. 12衆議院同意

【要旨】

本法律案は、エネルギーの脱炭素化に向けた取組等と産業競争力の強化とを両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金（化石燃料賦課金）の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金（特定事業者負担金）の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、この法律の施行後2年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記する内容の修正が行われた。

一 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略

政府は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を定めなければならない。

二 脱炭素成長型経済構造移行債

- 1 政府は、令和5年度から令和14年度までの各年度に限り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源について、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、脱炭素成長型経済構造移行債を発行することができる。
- 2 脱炭素成長型経済構造移行債及びその借換国債については、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和32年度までの間に償還するものとする。

三 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金

- 1 経済産業大臣は、令和10年度から、化石燃料の輸入事業者等から化石燃料賦課金を徴収する。
- 2 経済産業大臣は、令和15年度から、一定の発電事業者から特定事業者負担金を徴収する。

四 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

脱炭素成長型経済構造移行推進機構は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、債務保証その他の支援等を行う。

【修正要旨】

本法律案の基本理念を定める規定について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に当たり踏まえるべき事項に「公正な移行」の観点を追加する。

【附帯決議】（5.4.27経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 グリーントランスフォーメーション（GX）の推進に当たっては、エネルギー資源の過度な海外依存からの脱却を実現するエネルギー供給構造の再構築を目指し、エネルギー安定供給、中長期的な国民負担の抑制を前提に、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、蓄電システムの導入拡大を始めとした電化促進等によるエネルギー全体の脱炭素化の推進に取り組むこと。
- 二 我が国が国際的に約束した2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、産官学の十分な連携の下、必要な支援措置等にできるだけ早急に取り組むこと。その際、気候危機への対応の緊急性に鑑み、各取組の脱炭素効果を的確に評価把握し、投資対効果、実現可能性が高い分野への重点化を図ること。
- 三 GXの推進に当たっては、激化する世界の産業競争下にあって、日本企業が脱炭素分野で確実に市場シェアを獲得し、成長できるように、研究開発から社会実装、製品等の量産化まで、産業全体にわたる支援を実現すること。
- 四 GXへの対応の遅れが懸念される中小企業が取り残されることがないように、これまでの支援事業の更なる拡充や、より効果的な支援体制の構築、大企業のイニシアティブによるサプライチェーン全体での取組を促すなど、中小企業のGXの推進に向け、実効的な支援策を講ずること。
- 五 持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現の重要性に鑑み、GX推進戦略等において「公正な移行」の重要性を明示すること。また、その早急な具現化のため、円滑な労働移動や新たな雇用の創出等に対する十分な支援を行うとともに、多様な働き方に中立な社会保障制度、学び直しに必要な生活保障など重層的なセーフティネットの構築に取り組むなど、労働者や地域経済社会への悪影響を可能な限り軽減すること。あわせて、失業なき労働移動の円滑な実現に加え、脱炭素化や産業移転に伴う地域経済の在り方を含む分野横断的課題に対処するため、国、地域、産業の各レベルで、政労使が関わる社会対話を行う場を設けることを検討し、省庁横断的な取組体制を構築すること。
- 六 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、地球温暖化対策、エネルギー需給、産業競争力、雇用など分野横断的課題であるとの観点から、GX推進戦略の案の作成や成長志向型カーボンプライシングに係る詳細設計等に当たっては、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴くものとし、その意見を十分に尊重するとともに、その策定プロセスの透明性の確保を図ること。
- 七 今後10年間における約20兆円規模のGX経済移行債による政府支援については、抜本的な省エネの推進などGX実現に資する適切な内容とするとともに、民間事業者の予見可能性を高め、民間のGX投資が確実に促進されるよう努めること。その際、高付加価値かつグリーンでディーセントなワークの創出につながるものを対象とするよう検討すること。
- 八 GXの実現は、環境負荷の低減やエネルギー自給率の向上、産業競争力の強化等を通じた国民生活の向上や国民経済の発展など、広く国民全体の便益に寄与するものであることに鑑み、成長志向型カーボンプライシングなどGXの実現に要する費用は、脱炭素成長型経済構造への移行に向けた人材・技術への投資や行動変容を促進する観点を含め、国や地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下、円滑かつ適正な転嫁などを通じ、特定の事業者への負担に偏重せず、広く社会全体で公平・公正に負担するものとし、政府は、国民や事業者に対し、GX実現の意義や負担に対する理解の醸成に積極的に取り組むこと。
- 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を早期に実現するため、カーボンプライシングの在り方については、脱炭素への取組を加速化させるとともに、経済的インセンティブを社会全体に効果的に与えるものとなるよう、代替技術の有無、国際競争力への影響、カーボンリーケージの可能性等を勘案しつつ、その導入の時期、対象事業者の範囲等を含め、最適かつ実効性のある制度を検討すること。

- 十 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度の実施に当たっては、国民負担の可能な限りの抑制や制度の明瞭性・簡索性の担保、他のGX推進策との整合等の観点から、高度化法やエネルギー関連税制、再生可能エネルギー発電促進賦課金など既存の規制・制度との適切な関係整理を図ること。
- 十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構による事業活動への支援に係る基準の策定に当たっては、多様な関係者の意見を幅広く聴取するよう努めるとともに、同機構による金融支援について、脱炭素成長型経済構造移行に真に有益な支援案件を見出していく規律ある運営がなされ、支援内容について説明責任が果たされるよう、政府は責任を持って監督すること。また、機構の支援業務の決定プロセスにおいて利害関係を有する役員がいる場合は、その意思決定プロセスに関与させないなど、公平性、中立性の観点から適切なガバナンスを行うこと。加えて、機構の業務の委託においては、競争性、透明性、経済性の観点から、原則として一般競争入札を採用するとともに、入札の結果を適切に国民に公表すること。
- 十二 脱炭素成長型経済構造への移行プロセスは長期にわたり、将来の世界情勢や、国内の産業、エネルギーの供給環境などに不確実性があることを踏まえ、GX経済移行債による支援や化石燃料賦課金及び特定事業者負担金など新たに講じられる制度・施策の進捗状況や費用対効果等について、定期的に評価及び分析を行うこととし、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとする。
- 十三 脱炭素成長型経済構造を実現するに当たり、国内産業の育成及び経済成長を目指すのみにとどまらず、我が国の優れた脱炭素分野における知見の活用によるアジアを始めとした世界のエネルギートランジションへの国際貢献を通じて、我が国が脱炭素の取組のイニシアティブを取ることができるよう、炭素国境調整措置やビジネスと人権への対応等も含め、戦略的に施策を推進すること。
- 右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 5.3.14可決 参議院 3.28財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の見直し

プロポリス原塊及びセルラーバンブーパネルの分類変更に伴い、税細分を新設し、現行の関税率を維持する。

二、加熱式たばこに係る簡易税率の新設

入国者が携帯し、又は別送して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率を新設する。

三、加算税制度の見直し

国税の加算税制度の見直しを踏まえ、関税の無申告加算税についての割合の見直し等の規定の整備を行う。

四、税関事務管理人制度の拡充

非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度(税関事務管理人制度)について、届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定の整備を行う。

五、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 令和5年3月31日に適用期限の到来する暫定税率(412品目)及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品(6品目)の暫定税率を引き下げる。
- 2 令和5年3月31日に適用期限の到来する航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を3年延長する。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和5年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5.3.30財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響に十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
 - 二 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
 - 三 経済のデジタル化や世界情勢の変化に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から職員への感染症対策に万全を期すこと。
 - 四 税関事務管理人制度の拡充等については、適正な執行が図られるよう職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 右決議する。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院 5.3.24可決 参議院 4.3財政金融委員会付託 4.7本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、供給網の強靱化等に必要な重要物資の確保に係る業務
 - 1 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資の製造に関する事業等を行う外国の法人に対して、株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が貸付け等を行うことができる。
 - 2 海外で生産され、又は開発された重要物資等を我が国の法人等又は出資外国法人等が外国における事業に使用するために当該外国に引き取り、又は受け入れる場合に、会社の輸入金融の対象とすることができる。
 - 3 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な物資の製造等に関する事業を出資外国法人等が行う場合に、会社が中小企業者等以外の我が国の法人等を経由して当該事業に必要な資金の貸付けを行うことができる。
- 二、新規企業者等に係る業務等及び資源の開発に関する事業等に係る特別業務
 - 1 海外で事業を行う法人等のうち、設立の日以後の期間が10年未満等の法人等（以下「新規企業者等」という。）又は中小企業者等に対して会社が出資することができる。
 - 2 新規企業者等又は中小企業者等が海外事業に必要な資金の調達のために発行する社債等を会社が取得することができる。
 - 3 海外における資源の開発に関する事業、革新的な技術を活用した事業等を会社の特別業務の対象とすることができる。
- 三、債務の保証等に係る業務
戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業等に必要な資金の国際機関による貸付けに係る債務の保証等を会社が行うことができる。
- 四、その他
 - 1 この法律は、令和6年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、三及び四の2に係る規定は、公布の日の翌日から施行する。
 - 2 所要の経過措置を定める。

【附帯決議】（5.4.6財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際協力銀行の業務の拡大に当たっては、同銀行が一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としていることを踏まえ、民業圧迫との批判を招かないよう留意しつつ、一般の金融機関のみでは対応が困難な分野において適切な金融機能を果せるよう監督を行うこと。
- 二 国際協力銀行の目的の一つが国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処であることに鑑み、国際金融機関のウクライナの民間セクター向け融資に対し同銀行が適切なリスク管理を踏まえた保証業務を行うことを通じてウクライナの復興支援に貢献できるよう、政府として必要に応じて協力や支援を行うこと。
- 三 国際協力銀行が外国企業に対し融資を実行するに当たっては、我が国の国際収支に与える影響も考慮し、当該融資を受ける外国企業のみが便益を受けることや、特定事業者及び特定国への依存が強まることなどによりサプライチェーンの不安定化につながるようなことがないよう同銀行に当該融資に係る審査基準を設定させ、その基準に基づき融資を実行させるよう促し、国内外でバランスのとれたサプライチェーンの強靱化を通じて我が国産業の国際競争力の維持及び向上並びに我が国の経済安全保障の強化に貢献する確かな融資となるよう適切に監督すること。
- 四 国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが一層強化されるよう適切に監督を行い、同銀行の業務の機動性及び専門性が十分に発揮されるよう配慮すること。また、同銀行において、国際金融に関して高度な能力を有する人材の育成及び専門性を有する外部人材の確保が円滑に図られるように努めること。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 5.3.24可決 参議院 4.3財政金融委員会付託 4.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、加盟国の復興又は開発を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について国債による拠出を可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、国際復興開発銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、同銀行の加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。
- 二、政府は、外国通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (5.4.6財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際復興開発銀行のウクライナ向け融資を信用補完する枠組みとして同銀行に新設される基金が、ウクライナ支援のために十分な役割を果たせるよう、同基金への参画を各加盟国に対し積極的に働きかけるとともに、我が国から外貨建て国債を拠出するに当たっては仮に償還が必要となった場合の為替リスクを極小化するよう努め、将来の更なる拠出については、ウクライナの状況を踏まえた適切な規模の金額とし、効率的かつ効果的な支援となるよう十分検討すること。
- 二 国際機関の活動や我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。

右決議する。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.19厚生労働委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、社会保険診療報酬支払基金は、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して出産育児交付金を交付する。当該出産育児交付金は、社会保険診療報酬支払基金が、年度ごとに後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金をもって充てる。
- 二、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直す。
- 三、前期高齢者に係る医療給付費等を保険者間で調整する仕組みについて、被用者保険者において報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
- 四、都道府県は、都道府県医療費適正化計画において、住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項等を定めるものとする。
- 五、病院等の管理者は、医療を受ける者が身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（以下「かかりつけ医機能」という。）等についての十分な理解の下に病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。
- 六、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能の確保のため、かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容等の事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。
- 七、市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を追加する。
- 八、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5.5.11厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の増大等により、財政運営が極めて困難な健康保険組合が急増していること等を踏まえ、特に財政状況が厳しい健康保険組合に対する継続的な財政支援を行うこと。
- 二、前期財政調整における報酬調整については、保険者機能への配慮や保険者間の公平性の観点から踏まえ、過重な財政調整とならないようにすること。
- 三、後期高齢者医療制度については、現役並み所得の後期高齢者に係る医療費給付について公費負担が行われておらず、現役世代に対する過重な負担となっていること等を踏まえ、後期高齢者医療制度における財源の在り方について検討を行うこと。
- 四、都道府県に必置とされる保険者協議会について、保険者だけでなく、医療関係者が構成員として参画することを積極的に促すとともに、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供など、実効性のある医療費適正化の取組を進めること。また、レセプト分析を通じた医療費適正化のエビデンスの収集等に関して、保険者協議会と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の連携を進めること。
- 五、住民の健康増進等を通じた医療費の更なる適正化の推進を図る観点から、第4期医療費適正化計画の策定や計画期間中の改訂に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用を促すことなどを検討し、PDCAサイクルに基づく計画の立案、評価及び見直しなど、実効的な計画の策定等が行われるよう努めること。
- 六、予防・健康づくりについて、健康や生活の質の向上に与える効果に関するエビデンスを収集し、将来的な健康寿命の延伸や医療費の削減効果が見込まれる取組が積極的に実施されるよう環境を整備すること。
- 七、新たに刷新・創設される医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度について、医療

機関に報告を求める項目等の詳細が厚生労働省令に委任され、本法の審査過程において当該厚生労働省令の具体的内容が明らかとならず、その詳細が本法成立後の有識者等による検討に委ねられたこと等を踏まえ、当該有識者等による検討結果や検討過程における議論の内容について、本法施行に先立ち、明らかにすること。また、当該有識者等による検討の場やその構成員について、決定次第、明らかにすること。

八、本法のかかりつけ医機能に関する制度改正については、同機能が発揮される第一歩と位置付け、全ての国民・患者がそのニーズに応じて同機能を有する医療機関を選択して利用できるよう、速やかに検討し、制度整備を進めること。また、同機能を有する医療機関に勤務しようとする者への教育及び研修の充実に加え、処遇改善やキャリアパスの構築支援等、これらの者が増加するような取組を推進すること。

九、かかりつけ医機能報告の対象となる慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者については、障害児・者、医療的ケア児、難病患者を含めるなど適切に定め、将来は、継続的な医療を要しない者を含め、かかりつけ医機能報告の対象について検討すること。

十、医療法人及び介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースの整備に当たっては、医療・介護従事者の適切かつ的確な処遇改善を図る観点から、職種別の給与情報が可能な限り報告されるよう必要な取組を進めるとともに、当該情報に係る本法施行後の報告状況を勘案しながら、将来の報告義務化を含めた対応を検討すること。また、当該データベースの報告対象となる医療法人及び介護サービス事業者に過度な事務負担が生じないよう、負担軽減策もあわせて講ずること。

十一、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進等を図る観点から、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく地方公共団体の計画策定に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用を促すことなどを検討し、PDCAサイクルに基づく計画の立案、評価及び見直しなど、実効的な計画の策定が行われるよう努めること。

十二、地域包括ケアシステムが適正に構築され、利用者に提供されるサービスが不当に偏ることのないよう、高齢者施設等による訪問する医師の選定等における利益収受の禁止を徹底するなど必要な取組を進めること。

十三、今後、高齢者の増加に加え現役世代の減少が加速することにより、介護人材の一層の不足が見込まれること等を踏まえ、介護人材の処遇の改善や業務負担の軽減を図るなど介護人材の確保のための方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。また、介護に従事する外国人労働者が尊厳を持って安定的に就労・定着できるための措置を講ずること。

十四、介護保険制度は、我が国社会保険制度の支柱であり、諸外国に範を示す制度として定着してきたことを踏まえ、今後は、3年を1期とした介護保険事業計画のサイクルに合わせた制度改正に先立ち、給付と負担の在り方に関する議論の結論を示すこと。また、制度改正に当たっては、あわせて利用者の利便に資するための改革も検討し、所要の措置を講ずること。

十五、出産費用の見える化については、正常分娩に要する費用が明らかとなるよう必要な取組を進めるとともに、正常分娩に対する医療保険適用（現物給付化）の検討に当たっては、出産育児一時金が出産に関する平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から増額されたことを踏まえ、医療保険適用の目的を明らかにしつつ議論を進めること。

十六、急速に進行する少子高齢化等により、国民の間に社会保障制度の持続可能性に対する不安が高まっている現状を踏まえ、持続可能な全世代対応型の社会保障制度を構築するため、金融資産・金融所得を含む能力に応じた負担の在り方や保険給付の在り方等について、税制も含めた総合的な検討に着手し、課題や論点等を分かりやすく示した上で国民的な議論を進め、結論が得られた事項について、速やかに必要な法制上の措置等を講ずること。

右決議する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 5. 3. 24可決 参議院 4. 12国土交通委員会付託 4. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- 1 この法律の目的に、地域の関係者の連携と協働を推進すること等を追加することとする。
- 2 地域公共交通利便増進実施計画には、地方公共団体と地域公共交通利便増進事業の実施主体となる者との間で締結された協定に定められた実施方法に関する事項を記載することができることとする。
- 3 地方公共団体又は鉄道事業者は、旅客鉄道事業に係る路線のうち、2以上の都道府県の区域にわたるもの等の全部又は一部の区間であって、当該地方公共団体の区域内に存するもの又は当該鉄道事業者が営業するもののうち、輸送需要の減少等により大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある区間について、国土交通大臣に対し、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針（以下「再構築方針」という。）の作成に関し必要な協議を行うための協議会（以下「再構築協議会」という。）を組織するよう要請することができることとする。国土交通大臣は、当該要請に係る区間が一定の基準に該当するものであると認めるときは、再構築協議会を組織することとする。再構築協議会は、交通手段再構築の実施についての協議が調ったときは、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に即して、再構築方針を作成することとする。

二 鉄道事業法及び道路運送法の一部改正

鉄道運送事業者は、地域の関係者による協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客輸送を確保する必要がある路線の区間に係る旅客運賃等について協議が調ったときは、国土交通大臣への届出により、当該旅客運賃等を定めることができることとする。また、一般乗用旅客自動車運送事業者は、地域の関係者による協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、国土交通大臣への届出により、当該運賃等を定めることができることとする。

- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（5.4.20国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 2050年カーボンニュートラルの実現に向け公共交通をいかした総合的な交通政策を推進する必要に鑑み、自家用自動車に過度に依存せず、まちづくり政策、DX、GX、国土強靱化などの政策との連携を図るとともに、雪国などの地域特性を考慮した施策の充実を図ること。また、モビリティとインフラを一体とした交通ネットワークの再構築について検討し、国土形成計画等に反映させること。
- 二 地域住民の移動を確実に確保し、地域公共交通を持続可能なものとするため、国の関与を強化するとともに、交通事業者等の取組への支援を更に拡充するよう地方公共団体とともに努めること。また、実証事業等の期間終了以降も活用可能な中長期的な支援や、全国の国民が地域交通を支える観点も踏まえた安定的な財源の在り方を検討すること。
- 三 JR上場4社は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律に係る大臣指針に基づき、路線の適切な維持に努めることが大前提であるから、特に、特急列車が拠点都市を相互に連絡する線区、貨物列車が現に走行している線区及び災害時や有事において貨物列車が走行する蓋然性が高い線区については、各社に対し、内部補助により引き続き維持するよう指導するとともに、国鉄分割民営化以降の社会経済状況の変化を踏まえ、鉄道ネットワークの維持の在り方についての国の関与の在り方を含めた検討を進めること。
- 四 再構築協議会の対象となる線区については、輸送密度1,000人未満の線区に限ることなく、地域の実情を踏まえて決定すること。また、輸送密度1,000人以上の線区や、特急列車及び貨物列車が

- 運行される線区並びに既存の公的支援が措置されている線区であっても、持続可能な地域公共交通を構築する観点から、関係者による協議が促進されるよう、国がリーダーシップを発揮すること。さらに、既存の法定協議会等が設置されている線区についても、再構築協議会への移行を可能とし、持続可能な地域公共交通の在り方についての協議を促進するための環境を整備すること。
- 五 再構築協議会の協議の在り方について、廃線ありきではないこと、旅客数や収支だけで判断するのではなく、地域住民の意向や地域に与える影響等を十分に考慮して総合的に判断すべきことなどを基本方針で明確にすること。また、合理的な期限内に結論が出ない場合でも、協議を打ち切ることなく丁寧な合意形成に努め、合意のない交通手段再構築等は行わないこと。
- 六 再構築協議会の協議においては、地域公共交通の再構築に係る医療、商業、観光、福祉、財政など、広範な分野におけるクロスセクター効果について十分勘案すること。
- 七 再構築協議会の構成員については、地域の実情に応じて住民、労働者、物流事業者等を含めることとし、多様な意見が反映されるようにすること。また、反映されない意見等を継続的にくみ取るための更なる仕組みづくりについて検討すること。
- 八 再構築協議会を含む地域公共交通に係る協議会については、速やかな議事録の公開など最大限の透明化を図ること。
- 九 上下分離方式による鉄道の維持やBRTの導入等、再構築協議会で合意された事業に対しては、十分かつ公平な支援を行うこと。また、上下分離方式については、JR各社においても導入可能とすること。
- 十 再構築方針で定められる交通手段再構築の目標の達成状況の評価が適時適切に行われるよう促すとともに、地域が評価の結果を踏まえ、検討を行い、交通手段再構築の事業の見直し等を行うときは、的確な支援を行うこと。
- 十一 地方公共団体において交通政策に精通した専任職員を適切に配置するため、地方交付税措置による財政的支援を検討するとともに、コーディネーター等に係る情報提供などを積極的に実施すること。また、地域公共交通の活性化や再生に向けた議論やその実施される事業の実効性を担保するため、様々な専門家やファシリテーターの確保に取り組む地方公共団体を十分に支援すること。
- 十二 鉄道・バス・タクシー等の交通事業従事者の人材確保が困難な状況にあることや、鉄道のバスへの転換などに際し乗合バス・タクシー等自動車運送事業の運転者が確保できない懸念もあることから、交通事業従事者の賃金及び労働条件の改善並びに人材の確保及び育成のための支援策を講ずること。
- 十三 地域を支えるタクシーの維持存続のため、地方公共団体と連携、協働し、経営を支援するための措置を講ずること。
- 十四 カーボンクレジットの導入等、EVバス・EVタクシーの地域への導入のインセンティブとなる制度について検討すること。また、地域住民の移動の安心と安全の確保に資する自動運転技術の早期確立のため、安全性の確保を最優先にしつつ、公道での実証実験等への支援を更に拡充すること。
- 十五 鉄道事業者が、協議によって鉄道の運賃等を設定する場合、値上げも想定されるため、当該事業者に対し、利便性の向上等地域の利用者の理解を得るための取組も併せて行うことを働きかけるよう努めること。
- 十六 運賃を協議するための協議会に先立ち開催される公聴会については、できる限り幅広い意見を反映させるため、地方公共団体に対し、開催の回数や方法、参加対象にも配慮するよう求めること。
- 十七 本法の施行状況について毎年度評価を実施し、施策を適切に見直すとともに、改正後の各法律の規定について、施行の状況等を勘案して検討を加え、必要に応じ、附則の検討条項の5年を待たず、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 十八 公共事業関係予算を、地域公共交通の施設やネットワーク維持に、積極的に活用できる仕組みを検討するとともに、公共交通と他の事業とのバランスの取れた支援を行うこと。また、社会

資本整備総合交付金の交付に当たっては、具体的な支援対象や支援額を計画的に分かりやすく地域に示すこと。

十九 通学定期や障害者割引等の費用を交通事業者が負担していることを踏まえ、文教や福祉分野においても交通事業者支援のための仕組みづくりについて、検討すること。

二十 並行在来線等、第三セクターの鉄道事業者において、国鉄及びＪＲから引き継いだ設備の補修、更新費用が大きな負担となっている現状も踏まえ、先行地域も含めた支援を充実するよう努めること。

右決議する。

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 5. 4. 6可決 参議院 5. 15国土交通委員会付託 5. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 道路整備特別措置法の一部改正

- 1 高速道路会社（以下「会社」という。）が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、令和97年9月30日以前でなければならないこととする。
- 2 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあっては当該道路を通行する自動車の運転者又は使用者（当該運転者を除く。）（以下「運転者等」という。）から、その他の道路にあっては当該道路を通行し、又は利用する車両の運転者等から徴収することとする。また、会社等は、検査対象軽自動車等の運転者等から徴収できなかった料金の請求のため、国土交通大臣等に対し、当該運転者等を特定するために必要な情報の提供を求めることができることとする。

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正

- 1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路に附属する自動車駐車場の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する施設の整備と一体的に行うものに限る。）に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加することとする。
- 2 協定及び業務実施計画の記載事項である特定更新等工事の内容は、先行特定更新等工事（令和47年9月30日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を確保するために必要と認められるもの）及び後行特定更新等工事（当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を確保するために必要と認められるもの）を区分して定めることとする。
- 3 協定に定める道路資産の貸付期間は、当該協定を締結する日（当該協定の変更をするときは、当該変更をする日）から起算して50年以内でなければならないこととする。
- 4 機構は、令和97年9月30日までに解散することとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（5. 5. 30国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法施行後に追加する更新等のための事業については、協定変更時における点検技術等を前提に、償還計画の前提となる高速道路の維持管理、更新等のライフサイクルコストの算定及び推計の妥当性、費用対効果の観点から評価し、必要かつ合理的なもののみを対象とするとともに、その評価結果を随時公表すること。また、高速道路の暫定2車線区間の4車線化に当たっては、審議会等を通じて当該事業の実施の必要性について検討すること。

二 老朽化した高速道路の維持管理、更新については、人口減少その他の社会経済情勢の変化を踏まえた持続可能な整備の方向性について、本法施行後5年以内を目途として、検討すること。

- 三 高速道路のサービスエリア・パーキングエリアについては、大型車用を始めとする駐車スペースを十分に確保するとともに、電動車の増加に対応できるよう急速充電器や水素ステーション等のインフラ整備を計画的に推進すること。
- 四 高速道路の維持管理の重要性が増大する中、本法施行後5年以内を目途として、利用者の料金負担の抑制と利便性の向上に貢献し、ライフサイクルコストを最小化する観点から、道路整備特別措置法第23条第1項第1号から第3号までに掲げる高速道路に係る料金の基準等、高速道路資産の管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 今国会での議論において言及された定額制度を始め、あらゆる料金体系を地方創生や国民生活と経済発展に資する観点から勘案した上で、利用者負担の抑制を図ること。また、持続可能な高速道路を実現するために必要となる費用負担の在り方について早急に検討し、高速道路の料金制度について、永久に有料にするのか、無料にするのかの議論を進め、可及的速やかに結論を出すこと。
- 六 高速道路の維持管理、更新に当たっては、新技術を活用した効率化やコスト縮減を推進するとともに、維持管理等に係る費用の適正性等についての監査を適宜適切に行い、その監査結果を随時公表すること。
- 七 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構によって作成される償還計画における将来調達金利の見通しと将来交通量の推計の設定が債務返済の財源である貸付料の推計に直結するものであり、その実績値が示されることは償還計画の妥当性を検証する上で必要であることから、「全国路線網」、「地域路線網」、「一路線」のそれぞれの年度別の走行台キロベースの交通量の実績値に関する統計を早期に作成し、定期的に公表することについて検討すること。また、将来調達金利の見通しについては、実勢を踏まえた水準とすること。
- 八 国民の暮らしを守り、国力を維持・強化する観点から、トラック輸送に代表される物流の側面を含め、高速道路、鉄道等の交通モードのそれぞれの強みを最大限活用した総合的な交通ネットワークの構築を推進すること。
- 右決議する。

防衛省設置法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 5. 3. 24可決 参議院 4. 10外交防衛委員会付託 4. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更を行うとともに、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、防衛装備品及び役務の調達に係る品質管理業務を日米相互に無償で提供し合う米国国防省との枠組みに基づき行う業務を実施するため、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関することを追加する。
- 三、本法律は、令和6年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、二については、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (5. 4. 13外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、隊舎・宿舎の老朽化対策及び女性用区画の整備、市街地から離れた遠隔地に勤務する自衛官の利便性向上を含む生活関連施設及び備品・日用品等の整備、予備自衛官等の充足率向上のための採用条件・訓練等制度の見直しの検討といった取組によって自衛隊員の処遇及び生活・勤務環境の一層の改善を図ること。
- 二、令和4年9月から実施されている特別防衛監察において、1,414件ものハラスメント被害の申出があったこと等を重く受け止め、セクシャルハラスメントを含むハラスメントの根絶のため、早急に戦略性及び実効性のある計画的取組を策定すること。また、その際には、ロジックモデル等のツールを活用した実効性のある施策の策定など、ハラスメントの根絶のPDCAサイクルの実

効性の確保に努めること。
右決議する。

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(閣法第20号)

(衆議院 5.5.9可決 参議院 5.26外交防衛委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針を定めなければならないものとする。

二、装備品製造等事業者が指定装備品等の安定的な製造等の確保のために行う取組に関する計画を防衛大臣が認定し、当該計画に係る取組が着実に実施されるよう、政府が必要な財政上の措置を講ずる制度を創設するとともに、装備品製造等事業者が行う装備移転仕様等調整に関する計画を防衛大臣が認定し、当該計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な助成金を指定装備移転支援法人が基金から交付するための制度を創設する。

三、装備品等契約における秘密を装備品等秘密に指定し、契約事業者に提供することができることとし、契約事業者の従業者が装備品等秘密を漏えいした場合等の罰則を創設する。

四、装備品製造等事業者に対する二の措置では指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認めるときは、当該指定装備品等の製造等を行うことができる施設又は設備を取得することができることとするとともに、当該指定装備品製造施設等の管理を当該指定装備品等の製造等を行っていた又は行っている装備品製造等事業者に委託するものとする制度を創設する。

五、本法律は、令和5年10月1日から施行する。ただし、三については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 5.3.24可決 参議院 4.17文教科学委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、理事選任機関を寄附行為で定めることとする。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととする。理事長の選定は理事会で行うこととする。

二、監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）又は2人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係等をいう。以下同じ。）を有する者等の就任を禁止する。

三、理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の定数は、理事の定数を超える数でなければならないこととする。評議員の総数に占める職員の割合、理事・理事会により選任される評議員の割合及び役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者等の割合に一定の上限を設ける。評議員会は、理事の解任を理事選任機関に求めたり、理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。

- 四、文部科学大臣所轄学校法人等では、会計監査人を置かなければならないこととする。また、会計監査人の選解任の手續や欠格要件等を定めることとする。
- 五、文部科学大臣所轄学校法人等においては、学校法人の任意解散・合併及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）について、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。
- 六、監事・会計監査人に子法人（学校法人がその経営を支配している法人をいう。）の調査権限を付与する。
- 七、会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。
- 八、役員等による特別背任、贈収賄、目的外の投機取引及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。
- 九、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。
- 十、評議員会の構成等について、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】（5.4.25文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法による学校法人のガバナンス改革に当たっては、私立学校の建学の精神を侵すことのないよう留意すること。また、大学を設置する学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究に不当に干渉することがないよう、特段の留意を払うこと。
- 二、理事会の業務執行に対する評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、あらかじめ評議員会の意見の聴取を要する事項について、必要に応じて意見の聴取に代えて決議を要することもできる旨を各学校法人に周知するなど、評議員会の権限強化策を推進すること。
- 三、学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。
- 四、理事長等特定の者への権限の集中が一部の私立大学等における不祥事の背景となっている状況を踏まえ、評議員会の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するよう、理事又は理事会が選任する評議員数の上限については、必ずしも当該割合まで求めるものではないことを各学校法人に周知するとともに、上限の在り方について検討すること。
- 五、評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、各学校法人の規模や特性に応じて、教職員、卒業生、保護者、地域住民、有識者などバランスの取れた多様な構成とすることが望ましい旨を、各学校法人に対し周知すること。
- 六、学校法人のガバナンス強化には、理事会及び評議員会の活性化が重要であることを踏まえ、各学校法人において理事会及び評議員会を理事及び評議員の出席のもと定期的に開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること。
- 七、私立大学等のガバナンス不全を防止するため、文部科学大臣所轄学校法人等においては、理事長職について、責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など理事長職の在り方について検討すること。
- 八、監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより監事及び会計監査人による監査機能の実効性を確保するよう各学校法人に周知するとともに、会計監査人はその独立性を害するような監査証明業務と非監査証明業務の同時提供はできない旨の周知を図ること。
- 九、本法により学校法人の役員及び評議員の権限や責任に変化が生じることを踏まえ、役員及び評議員が期待される役割を適切に果たすことができるよう、研修の機会の確保に努めること。また、新たに選任される理事・評議員が学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるようにするための取組に努めるとともに、本法により外部の理事・評議員の増加が見込まれることから、これらの者への必要な情報提供を図るよう、各学校法人に対し周知すること。
- 十、本法による学校法人のガバナンス改革の実施に当たっては、その対象となる学校法人は、都市部の大学等を設置する大規模なものから地方の幼稚園のみを設置する小規模なものまで様々であることから、特に小規模な学校法人に対しては、寄附行為・内規の変更や評議員の候補者探しな

どの負担、地域間格差の拡大等に配慮し、設置する学校種及び規模等を踏まえた運用面での負担の軽減措置を講じること。

十一、本法は大学を設置する大臣所轄学校法人を中心に制度設計が行われているが、多くの学校法人の所轄庁は都道府県知事であることから、都道府県に対して丁寧な説明や調整が行われるよう努めること。

十二、私立学校法の対象外である株式会社により設置される学校においても、最大の利害関係者が学生等であることを踏まえ、設置主体の株式会社のガバナンス不全が学生等に不利益を与えないよう、設置者に対する指導助言の充実に努めること。

十三、学校法人の役員及び評議員の選任に当たっては、男女共同参画の観点から、女性の登用について配慮を求める旨を、各学校法人に対し周知すること。

右決議する。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案 (閣法第22号)

(衆議院 5.5.12可決 参議院 5.17文教科学委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

二、一の認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）において日本語教育課程を担当する教員は、五の登録日本語教員でなければならない。

三、文部科学大臣は、認定日本語教育機関が認定の要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認定日本語教育機関の設置者に対して勧告することができるとともに、認定日本語教育機関の設置者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

四、文部科学大臣及び法務大臣その他の関係行政機関の長は、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため、相互に連携を図りながら協力する。

五、日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下同じ。）を修了した者は、登録日本語教員として、文部科学大臣の登録を受けることができる。文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関が実施する養成課程を修了した者に対しては、日本語教員試験の一部を免除する。

六、文部科学大臣は、その指定する指定試験機関に日本語教員試験の実施に関する事務を、その登録を受けた登録実践研修機関に実践研修の実施に関する事務を、それぞれ行わせることができる。

七、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

八、認定日本語教育機関の教員の資格等について経過措置を設ける。

【附帯決議】（5.5.25文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、我が国が選ばれる国となるためにも日本語教育を更に推進することが必要であり、教育機関、事業者、地方公共団体等とともに、日本語教育に必要な環境を整備し、誰一人取り残されない多文化共生社会の実現に向けて、認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語教育が、地方

- も含めて幅広く行われるよう、財政措置を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 二、認定日本語教育機関や登録日本語教員が、留学分野だけでなく就労及び生活・子育て分野でも広く活用されるよう、文部科学省及び法務省その他の関係省庁の連携の下、具体的な仕組みを検討し、その構築に努めること。また、認定日本語教育機関の認定基準の策定に当たっては、法務省告示校、大学留学生別科をはじめとする日本語教育機関のうち、一定の要件を満たすものが適切に認定されるものとする。
- 三、国際人権規約や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、日本語教育を必要とする就学前段階からの子供が、ライフステージに合わせて幼稚園、保育所、認定こども園や小・中・高等学校、夜間中学等も含めた多様な場において適切な支援を受けられるよう、関係者及び関係機関の連携を密にするとともに、個々のニーズ、レベル、発達状況に応じた切れ目のない日本語学習機会の提供のための支援に必要な施策を講ずること。また、日本語を母語としない子供の日本語学習に当たっては、アイデンティティの確立、自己肯定感の育成等の観点から、母語や母文化の学びに対する支援にも努めること。
- 四、日本語教育は、外国人に限らず、日本語に通じない日本国籍を有する者に対しても行われるものであることを踏まえ、外国にルーツを持つ者や、聴覚障害者など様々な事情により日本語学習が必要な者への日本語教育の機会についても、本法施行を契機として拡充を図ること。
- 五、日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、留学生、児童生徒、生活者、就労者、難民・避難民、海外等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、処遇や労働環境の改善等による人材確保策について具体的に検討すること。特に、登録日本語教員について、職務の重要性にふさわしい適切な賃金水準の確保に向けた方策の検討を進めること。また、地域における日本語教育において、ボランティアや地域日本語教育コーディネーター等の担い手の確保が本法施行後も引き続き重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、地方公共団体と適切に連携すること。
- 六、現在の法務省告示校の教員要件を満たす者や現職の日本語教師に対する登録日本語教員への移行措置については、移行に伴う負担に格段の配慮をした上で、関係者の意見を十分に踏まえつつ、早期に明確化するとともに、その周知に万全を期すこと。
- 七、外国人が社会の一員として活躍し、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会の実現には適切な日本語教育の提供が不可欠であることから、本法により創設される認定日本語教育機関及び登録日本語教員の制度について広く周知し、日本語教育機関や日本語教師の専門性、社会的意義及び役割についての認知を高めるとともに、日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう啓発に努めること。
- 八、外国人が基本的なコミュニケーション能力を得る上で、日本語の習得に取り組むことが有用であるという認識を、在留管理等の観点も含めて外国人の受入れ政策に係る全ての省庁が共有すること。また、地方出入国在留管理局も含めた法務省と文部科学省の一体的な制度の運用に必要な体制を強化し、外務省、厚生労働省、総務省、経済産業省等の関係行政機関が連携して、本法に規定される事務の実施に万全を期すため、政府全体として必要な体制を整備すること。その上で、技能実習制度及び特定技能制度の見直しを含めた出入国在留管理政策の中においても、日本語学習に取り組むことを動機付けるとともに、日本語教育の費用負担における事業者等の責務の在り方を含めて適切な方策を検討し、運用に努めること。

右決議する。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 5.4.6可決 参議院 4.21内閣委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいい、「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をい

- い、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって従業員を使用するものをいう。
- 二、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日等を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。
- 三、特定業務委託事業者は、特定受託事業者の給付を受領した日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められた支払期日までに報酬を支払わなければならない。
- 四、特定業務委託事業者は、政令で定める期間以上の期間行う業務委託をした場合は、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと等をしてはならない。
- 五、特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- 六、特定業務委託事業者は、特定受託事業者が育児介護等と両立しつつ継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、必要な配慮をしなければならない。
- 七、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者に対する性的な言動等により、その就業環境を害することのないよう、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講じなければならない。
- 八、特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除をしようとする場合等には、少なくとも30日前までに、その予告をしなければならない。
- 九、公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、この法律の違反行為があった場合等には、特定業務委託事業者等に対し、指導、助言、勧告、命令、公表等を行うことができる。
- 十、国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。
- 十一、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.4.27内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者、業務委託を仲介する事業者等の当事者を含む関係者に対し、十分に周知・広報すること。
- 二 本法に違反する事案等を的確に把握し、それに対する指導、勧告等の措置が迅速かつ適切に執行されるよう、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の体制を十分に整備するとともに、各行政機関の一層の連携強化を図ること。
- 三 特定受託事業者であるか否かを問わず、業務委託の相手方である者からの相談を受ける体制を整備し、その相談窓口を十分に周知・広報すること。
- 四 本法の実効性を確保するため、本法に基づく政省令・指針等を定めるに際しては、業界・業種によって契約内容が大きく異なることに鑑み、それぞれの業界及び当事者など幅広く関係者の意見を十分に踏まえること。また、業界団体等において検討、作成される標準的な契約書について相談、支援に応じること。
- 五 業務委託をした場合に給付内容、報酬額その他の事項を明示する方法について、メールやダウンロード機能を持ったサービス等の電磁的手法を用いた箇条書き形式も認める等、受発注者の双方に過剰な負担とならない方法を検討すること。また、明示しなければならない事項について、納期、納品場所、支払方法、変更解除条件等も含めることを検討するとともに、具体的なガイドラインを作成し、十分に周知・広報すること。
- 六 業務委託に係る契約締結時における契約内容の明確化の必要性について、本委員会において参考人から出された意見も参考にしながら検討すること。

- 七 業務委託における報酬額の決定に際し、原材料、資材等の調達経費、特定受託業務従事者の安全及び衛生に係る経費その他業務の遂行に必要な経費が適正に確保されるよう、本法に基づき必要な対応を検討すること。
- 八 業務委託における特定受託業務従事者の安全及び衛生に配慮するため、心身の健康を害する就業時間数等にならない期日の設定等、必要な安全及び衛生上の対応を検討すること。
- 九 特定業務委託事業者の禁止事項について、本法の施行状況等を検証しつつ、拡充も視野に検討すること。
- 十 特定業務委託事業者が特定受託事業者から育児介護等の状況に係る申出を受けた際に、当該申出を理由としてその者にとって望ましくない行為が行われることのないよう、指針等において明確化するとともに、当該申出に係る状況に応じて必要な配慮をしなければならない旨を周知徹底する等により、特定受託事業者が申出をしやすい環境の整備に取り組むこと。
- 十一 ハラスメント再発防止対策及び事後の迅速かつ適切な対応を特定業務委託事業者の義務とすることを指針等において明確化するとともに、事案に係る事実関係の調査やハラスメント防止対策に係る研修等の在り方を検討すること。また、特定受託事業者を対象とし、和解あっせん機能を有するフリーランス・トラブル110番において適切な相談対応を図ること。
- 十二 長期にわたり継続的な業務委託を受託する特定受託事業者の保護の一環として、本法の施行状況等を踏まえつつ、中途解除時等の事前予告の在り方について検討すること。
- 十三 本法施行後3年を目途とした見直しを行うに際しては、特定受託事業者の取引及び就業実態、当事者を含む関係者の意見、諸外国における事例等を十分に踏まえ、検討を行うこと。
- 十四 特定受託事業者が仲介事業者を通じて業務を受託する場合もあることを踏まえ、仲介事業者の実態を把握するとともに、仲介事業の質の確保の観点から、本法の適用対象とならない仲介事業者に対する規制の必要性について検討すること。
- 十五 特定受託事業者の疾病、障害、死亡、廃業等のライフリスク対策について検討すること。
- 十六 労災保険の特別加入制度について、希望する全ての特定受託事業者が加入できるよう対象範囲を拡大するとともに、労災保険特別加入者が利用できるメンタルヘルス等の相談窓口の体制を一層拡充すること。
- 十七 労働関係法令の適用対象外とされる働き方をする者の就業者保護の在り方について、本法の施行状況や就業実態等を踏まえ、本委員会において参考人から出された現場の意見も参考にしながら、労働者性の判断基準の枠組みが適切なものとなっているか否かについても不断に確認しつつ検討し、必要な措置を講ずること。
- 十八 労働基準法の労働者に当たる者に対し、労働関係法令が適切に適用されるような方策を検討するとともに、いわゆる偽装フリーランスや準従属労働者の保護のため、労働基準監督署等が迅速かつ適切に個別事案の状況を聴取、確認した上で、適切に対応できるよう十分な体制整備を図ること。
- 十九 特定業務委託事業者が、報酬減額等の不利益取扱いを示唆して、消費税免税事業者である特定受託事業者に対し、課税事業者となるよう一方的に通告しないよう、特定業務委託事業者に周知徹底すること。
- 右決議する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)(先議)

(参議院 5.4.3内閣委員会付託 4.7本会議可決 衆議院 5.12可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本方針及び都道府県基本計画等

国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項について、民間の団体等との連携及び協力に関する事項を追加する。

二、協議会の法定化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成される協議会を法定化し、協議会の事務に関する守秘義務等を設け、被害者の保護を図るために必要な情報の交換及び被害者に対する支援の内容に関する協議を行うこと等とする。

三、保護命令制度の拡充等

- 1 接近禁止命令等について、申立てをすることができる被害者に、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者を追加し、その要件を更なる身体に対する暴力等により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに拡大するほか、当該命令等の期間を1年間に伸長する。
- 2 被害者への電話等禁止命令の対象行為に、緊急やむを得ない場合を除き、連続して文書を送付し、又はSNS等により通信文等を送信すること、性的羞恥心を害する電磁的記録を送信すること、被害者の承諾を得ないで位置情報記録・送信装置によりその位置情報を取得すること等を追加する。
- 3 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、当該子に対して、緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけること等を禁止する命令を創設する。
- 4 退去等命令について、被害者及び配偶者が生活の本拠として使用する建物等の所有者又は賃借人が被害者のみである場合に被害者の申立てがあったときは、当該命令の期間を6月間とする特則を設ける。
- 5 保護命令に違反した者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を2年に、罰金刑の上限を200万円に、それぞれ引き上げる。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5.4.6内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含める改正は、加害者が自己への従属を強いるために生命・身体・自由等に対する脅迫を用いることに着目したものであることを踏まえ、発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと。
- 二 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含めることとした一方、退去等命令の発令要件には含めないことにより、精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること。
- 三 被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること。
- 四 保護命令の申立てから発令までの平均審理期間は約12日となっており、その期間の長さから被害者が保護命令の申立てを躊躇うことのないよう、被害者の保護を最優先にした必要な対応を講ずること。
- 五 被害者が配偶者からの暴力（DV）を受けた場合に、加害者から逃げることを前提としていることが、DVの被害を更に深刻化・長期化させている場合があることに鑑み、被害者とその子が引き続き同じ住居に居住できるよう必要な対応を検討すること。
- 六 保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。
- 七 被害者の権利擁護及び被害者の子に対する支援について更なる取組の強化に努めること。
- 八 被害者からの行政機関への苦情に関する適切な対応について周知徹底を図ること。
- 九 保護命令の申立てに関する手続のIT化に向け、被害者の負担軽減を含め必要な対応を推進すること。
- 十 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援等を担う婦人

相談員の適正な配置や専門職としての位置付け等、公的相談窓口の体制を強化すること。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援の一層の充実を含めた更なる支援の実施について検討すること。

十一 DVの被害が被害者本人のみならず、その成年の子にも及ぶ事案等に対しては、親族等への接近禁止命令により保護が可能なることについて、一層の周知徹底に努めること。

十二 DVと児童虐待が同一家庭内で同時に発生している実態及びDVが子供の成長や心理に与える影響について情報を収集し、その知見を踏まえた研修を関係機関の職員に対して行うこと。

十三 国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムや子供に対するDV防止のための教育について記載するよう努めること。
右決議する。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(先議)

(参議院 5.4.3国土交通委員会付託 4.7本会議可決 衆議院 5.23可決)

【要旨】

本法律案は、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 気象業務法の一部改正

- 1 水象の定義に、火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象を追加することとする。
- 2 予報業務の許可を受けた者は、気象庁が行った観測等の成果に基づいて予報業務を行うに当たり、当該観測の成果を補完するために行う観測に用いる気象測器については、検定に合格していないものであっても、気象庁長官の確認を受けたときは、当該補完観測に使用することができることとする。
- 3 気象庁は、都道府県知事が指定した河川について都道府県知事と共同して洪水の予報等をする場合において、国土交通大臣から受けた情報提供を踏まえるとともに、当該情報の活用に当たって特に専門的な知識を必要とする場合には、国土交通大臣の技術的助言を求めなければならないこととする。
- 4 土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報の業務に係る許可の基準として、予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであることを追加することとし、当該予報業務に係る許可を受けた者で気象の予想を行わないものは、事業所ごとの気象予報士の設置等を要しないこととする。
- 5 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務に係る許可を受けた者は、当該予報業務を利用しようとする者に対し、留意すべき事項等を説明しなければならないこととする。
- 6 気象庁以外の者が警報をしてはならない現象に、土砂崩れその他の気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象を追加することとする。

二 水防法の一部改正

都道府県知事は、国土交通大臣に対し、自らが指定した河川の水位等の情報で同大臣が指定した河川について同大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができるとし、同大臣は、当該求めがあったときは、当該情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(5.4.6国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本川・支川一体での洪水予測による洪水予報の高度化を実現するに当たり、国土交通省水管理・

国土保全局、気象庁及び地方公共団体が一層緊密に連携・協働するとともに、地域住民の的確な避難行動を早期に促すため、長時間先の予測水位情報や早期の洪水予報等について、理解しやすい情報の提供に努めること。また、地方公共団体における防災体制の充実強化のため、地方公共団体に対し、人的支援及び財政支援を十分に行うこと。さらに、防災気象情報の提供体制を強化するため、組織の在り方を含めた見直しの検討を行うこと。

- 二 大規模噴火の発生に伴う潮位変化を発生させるメカニズムの解明や津波予測精度の向上等を、できるだけ早期に実現させるため、気象衛星ひまわりの画像解析技術の高度化や、沖合の海底水圧計等によるリアルタイムでの観測及び予測への活用を目指した調査及び技術開発などについて、必要な予算措置を講ずること。
- 三 民間気象事業者による土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報業務については、利用者の多様なニーズに寄与できるよう、予報業務許可に当たり、予報の提供に関する条件や技術上の基準等の許可基準の明確化を図るとともに、その周知に努めること。
- 四 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報業務においては、防災上の混乱を防止するため、予報業務許可事業者の情報提供体制について、問題事例が生じた場合には、必要に応じ、適切に指導を行うこと。
右決議する。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 5. 4. 27修正議決 参議院 5. 10経済産業委員会付託 5. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 電気事業法の一部改正

発電用原子炉の運転期間を40年とした上で、一定の基準に適合していると認められるときに限り、経済産業大臣の認可により60年まで運転期間の延長を認める。その際、原子力発電事業者の予見し難い事由による停止期間に限り、運転期間のカウントから除外する。

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

発電用原子炉設置者が、30年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、10年以内ごとに施設の劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることを義務付ける。

三 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正

使用済燃料再処理機構の業務に廃炉推進業務を追加し、同機構の名称を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に改めるとともに、実用発電用原子炉設置者等に廃炉拠出金の納付を義務付ける。

四 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正

再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件に、周辺地域住民への事業内容の事前周知を追加するとともに、認定基準に違反する認定事業者に対し、交付金相当額の積立てを命ずる措置等を創設する。また、再エネ発電設備の増設等について、増設等に係る部分にのみ新たな買取価格を適用する措置を講ずる。

五 原子力基本法の一部改正

原子力利用に当たっての国及び原子力事業者の責務を明確化する等の措置を講ずる。

なお、衆議院において、原子力基本法に関し、国民の原子力発電に対する信頼を確保し、「理解」を得るために必要な取組を推進する国の責務について、国民の例示に「電力の大消費地である都市の住民」を加え、また、国民の理解「と協力」を得るために必要な取組を推進する責務とともに、附則の規定により改正の施行後5年以内に政府が行う検討の対象に、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を含めた発電用原子炉施設の安全の確保のための規制の在り方等を追加する修正が行われた。

【附帯決議】 (5. 5. 30経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 安全確保を大前提とした原子力施設の研究や運営・保守管理、廃止措置等、原子力の安全のための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、原子力事業者を取り巻く経営環境にかかわらず、施設の安全性の向上、バックエンド事業の着実な実施等に事業者が確実に取り組むことができるよう、必要な人材の確保及び技術の維持・強化等に向けた事業環境の整備を進めること。
- 二 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、事業者に関し規制基準を遵守するよう求める立場であること、規制と利用の分離の重要性に鑑み、組織内部のガバナンス強化、マネジメントの検証、改善等に不断に取り組み、主体性をもって制度の運用に当たるとともに、その検証結果や取組状況等を公表すること。
- 三 原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第6次エネルギー基本計画との整合性を図ること。
- 四 今後、30年を超えて運転する発電用原子炉について、長期施設管理計画等の審査が行われることにより原子力規制委員会の業務が増大する中においても、再稼働等に係る審査業務の円滑化を図ることができるよう、原子力規制委員会は、審査業務の効率化及び審査体制の充実等に努めるとともに、事業者等とのコミュニケーションを適切かつ積極的に進め、手戻りのないよう努めること。その際、事業者等との打ち合わせ等の議事録や会議資料は、国民に説明できるよう、整理し、保存に努めること。
- 五 発電用原子炉の運転期間の除外期間を算定する基準を具体化するに当たっては、原子力規制委員会による適合性審査や、事業者による産業全体の取組において示されている科学的な見地からの意見等も念頭に置きながら、分かりやすいものとなるように策定するよう努めること。
- 六 原子力発電所の廃炉は長期間を要することを踏まえ、今後本格化していく廃炉の円滑かつ着実な実施を推進していくために必要な措置を講ずること。特に、廃炉に伴う放射性廃棄物について、処分場の確保やクリアランスの推進等の取組が着実に進むように必要な措置を講ずるとともに、廃止措置や廃棄物処分に係る規制や作業管理の在り方について、諸外国の事例等を踏まえ、リスクレベルに応じた解体作業が可能となるよう検討を進めること。
- 七 原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第6次エネルギー基本計画を踏まえ、再生可能エネルギーを中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めること。
- 八 法令違反を行っている再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた事業者に対する交付金相当額積立金制度や、同計画を認定する際の事業者に対する住民への説明の要件化、委託先への監督義務の創設など、本法で行われる規制の強化については、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に対して必要以上の制約とならないよう、その実施状況を把握し、必要に応じ適切かつ柔軟に制度の改善を図ること。また、景観・環境への影響その他の課題について地方自治体が主体的な立場で解決につなげるための条例を定めること等に対し必要な支援を行い、地域社会との調和の中で再生可能エネルギーの普及が進むよう努めること。
- 九 長距離の海底直流ケーブルの敷設を伴う系統整備を進めるに当たっては、工事費が巨額であることに加え、当該系統整備が重要であることに鑑み、技術面の課題に伴う仕様の変更、利害関係者との調整、自然災害のリスクの発現等により、費用や工期などの変更が余儀なくされた際、事業者が負担する事業費の増大等のリスクにも配慮し、事業者の予見性を高めるよう必要な措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統整備費用の負担について、国民理解の醸成に取り組むこと。
- 十 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、耐用年数経過後の廃棄物の発生を抑制する観点から、設備のリサイクルシステムの構築等、早急に必要な措置を講ずること。
- 十一 太陽光発電については、地域との共生を前提に、最大限の導入及び維持管理に必要な措置を講ずるとともに、太陽光パネルを特定の国からの調達に依存している現状を早期に是正するため、

実用化が期待されるペロブスカイト太陽電池をはじめとした太陽光発電に関わる産業の国内におけるサプライチェーンの構築を促進すること。

十二 カルテル事案や顧客情報不正閲覧事案等の電気事業における市場環境を揺るがす事案が相次いでいることに鑑み、安定供給との整合や災害等への迅速な対応等を含め、電力システム改革の影響や課題等を検証し、発電、送配電、小売事業の在り方や電気事業法等における法令遵守を担保するための措置の強化、電力・ガス取引監視等委員会等による取組の在り方等について検討を加え、実効性のある取組を早急に進めること。

右決議する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.25消費者問題に関する特別委員会付託 5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、課徴金の納付を命ずる場合において、対象となる違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置を講ずる。さらに、優良誤認表示及び有利誤認表示をしたときについて罰則を定める。
- 二、内閣総理大臣は、不当表示に係る規定等に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その疑いの理由となった行為をしている事業者に対し、書面により当該行為の概要等を通知することができることとする。通知を受けた事業者が当該行為に係る是正措置計画を申請し、当該是正措置計画が疑いの理由となった行為及びその影響を是正するために十分なものであること等の要件に適合するとして内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について措置命令及び課徴金納付命令の規定を適用しないこととする。
- 三、事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合には課徴金を減額することとする措置について、金銭による返金措置に加えて、当該返金措置の対象となる消費者が承諾した場合に金銭と同様に使用することができる前払式支払手段を交付することによる返金措置を可能とする規定を整備する。
- 四、適格消費者団体は、優良誤認表示の疑いのある表示を行う事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応じるよう努めなければならないこととする。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (5.4.28消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 不当表示の抑止に係る実効性の観点から、本法の施行状況について不断の評価を継続し、上乗せ課徴金算定率の導入、罰則導入等によって、不当表示に対する十分な抑止力が働いたか否かを改めて評価し、抑止力が不十分と評価された場合には、原則的な課徴金算定率の引上げ、課徴金対象期間の延長、規模基準の引下げ、罰則の強化等について検討すること。また、業務停止命令等が可能な特定商取引法の執行と連携し、表示違反行為に対して両法律を適切かつ有効に活用すること。
- 二 確約手続については、ガイドライン等により、確約手続を利用し得る事案・事業者の対象範囲や、消費者に対し妥当な額を算定して返金することが措置内容の十分性を満たすために有益であること及び確約手続の対象となった事業者名・事案の概要を公表することを明確にすること。また、法改正後にガイドライン等の詳細を速やかに明らかにすること。
- 三 ステルスマーケティングを景品表示法第5条第3号の指定告示事項として不当表示規制の対象に取り込んだ結果として、インターネットを始めとする通信技術の発達により今後も生起し得る消費者の自主的意思決定に不当な影響を及ぼす表示について、必要十分な抑止機能が働いているか否かにつき、関連する消費者被害の発生状況・態様を継続して注視し、必要に応じて告示・ガ

イドラインの変更を迅速かつ柔軟に検討していくこと。

- 四 景品表示法検討会の報告書において中長期的に検討すべき課題と整理された課徴金の対象の拡大のほか、差止請求の範囲の見直しについて、指定告示に係る表示の執行状況も注視しつつ、更なる検討を行うこと。また、同様に中長期的に検討すべき課題と整理されたデジタルの表示の保存義務や、供給要件を満たさない者への規制対象の拡大についても、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の取組状況も注視しつつ、更なる検討を行うこと。
- 五 返金措置による課徴金額の減額等については、事業者が行う返金措置の実施方法が弾力化されたことに伴い、事業者に対し、金銭と同様に通常使用することができるものに限られることを周知するとともに、事業者が提出する返金措置計画を認定する際には、消費者庁は当該計画が適正なものであるか否かについて厳正に判断を行うこと。
- 六 消費者裁判手続特例法第91条第1項に基づき、内閣総理大臣が特定適格消費者団体に対して提供できる書類として、景品表示法に基づく処分に関して作成した書類も提供できるよう、同法同条項の施行後の運用実態を踏まえ検討すること。
- 七 社会のデジタル化の進展により、今後もインターネット上での不当表示の増加が予想されることから、消費者庁において景品表示法の運用に必要となる人員の適正な配置を行い、十分な予算を確保するとともに、より一層、都道府県と密接な連携をとること。
- 八 広告・表示の適正化に向けた事業者団体や消費者団体等による自主的な取組を促進するため、情報の提供を始め、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。とりわけ、景品表示法に基づく適格消費者団体の差止請求については、国・都道府県がなすべき行政処分を補完するものとして機能している社会的実態を踏まえ、当該団体に対する財政的支援その他の必要な支援について検討すること。また、本法により導入される適格消費者団体による開示要請規定の施行状況を踏まえ、必要な場合には、更なる適格消費者団体の立証負担の軽減策について検討を行うこと。
- 九 外国の事業者から我が国の一般消費者に対して行う不当表示が増加する可能性があることを踏まえ、厳正な執行の観点から、今後も国際化の進展に対応する制度を整備・拡充すること。
- 十 消費者が商品や役務の取引を行うに当たり判断の情報源となるデジタル広告表示の保存に関し、消費者庁は事業者に対し「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の更なる周知徹底に努めること。
- 右決議する。

仲裁法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 5.4.6可決 参議院 4.17法務委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命ずる暫定保全措置についてその内容及び手続並びにその強制執行等の手続等を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が発する権利、証拠を保全するための命令（暫定保全措置命令）の類型及び発令要件等に関する規定を整備する。
- 二、裁判所が暫定保全措置命令に基づく強制執行等を許す決定（執行等認可決定）の制度を創設する。
- 三、仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも管轄を拡大する。
- 四、仲裁判断の執行決定を求める申立てに係る事件等の手続において、裁判所が相当と認めるときは、仲裁判断書等について、日本語による翻訳文の提出を省略することができることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 5.4.6可決 参議院 4.17法務委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、和解の仲介を行う手続において成立した国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、民事又は商事の紛争に係る調停において当事者間に成立した合意であって、当事者の全部又は一部が日本国外に主たる事務所を有するとき等の一定の事由に該当するものを「国際和解合意」と定義する。
- 二、国際和解合意のうち、当事者が調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約又は同条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をしたものを、執行力を付与する対象とする。
- 三、国際和解合意のうち当事者の全部又は一部が個人であるものに関する紛争、個別労働関係紛争及び人事その他家庭に関する紛争等に関するものを、執行力を付与する対象から除く。
- 四、国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定（執行決定）を求める申立てをする必要がある旨を定める。
- 五、執行決定の手続につき、管轄、執行を拒否することができる事由の規定等を整備する。
- 六、この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 5.4.6可決 参議院 4.17法務委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における裁判外紛争解決手続の利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定和解への執行力の付与
 - 1 認証紛争解決手続において成立した和解であって、当事者が当該和解に基づき民事執行をすることができる旨の合意をしたものを「特定和解」と定義する。
 - 2 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定（執行決定）を求める申立てをする必要がある旨を定める。
 - 3 執行決定の手続につき、管轄、執行を拒否することができる事由の規定等を整備する。
 - 4 消費者と事業者との間で締結される契約に関する紛争、個別労働関係紛争及び人事その他家庭に関する紛争に係る特定和解（扶養義務等に係る金銭債権に係るものを除く。）等については、2及び3の規定の適用を除外する。
- 二、認証紛争解決事業者に義務付けられている利用者等に対する情報提供について、現行の事務所での掲示による方法によるほか、インターネットの利用その他の方法により公表する方法によることもできるものとする。
- 三、この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.17農林水産委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、事業者が合法伐採木材等を利用できる環境の整備に向けて、川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認等を義務付ける

等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、木材関連事業者は、国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならないこととともに、当該確認のために用いた原材料情報等に関する記録を作成・保存し、当該木材等を他の木材関連事業者に譲渡しをする際に記録に関する情報及び当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等であるか否かの別の情報を相手方へ伝達しなければならないこととする。
- 二、素材生産販売事業者は、木材関連事業者に対して素材の譲渡し等をする際に、当該木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供しなければならないこととする。
- 三、合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加することとする。
- 四、譲受け等に係る木材等の総量又は価額の総額が一定基準以上である木材関連事業者は、毎年1回、譲受け等をした木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならないこととする。
- 五、主務大臣は、一の木材関連事業者による情報伝達等又は二の素材生産販売事業者による情報提供の実施に関し必要があると認めるときは、当該木材関連事業者又は当該素材生産販売事業者に対し、指導、助言、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。あわせて、命令違反に対する罰則を整備することとする。
- 六、主務大臣は、木材関連事業者に対して合法性の確認等の実施状況等に関し、素材生産販売事業者に対して情報提供の実施状況に関し、それぞれ報告徴収及び立入検査を行うことができることとする。
- 七、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（5.4.25農林水産委員会議決）

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、これを抑制するための取組を一層強化していくことが極めて重要となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 合法性の確認の方法等をはじめとした各措置の詳細を定めるに当たっては、関係者の意見を十分に踏まえるとともに、本法と類似制度との関係について木材関連事業者に分かりやすい形で整理を行うこと。
- 二 新たに合法性の確認等が義務付けられる川上・水際の木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対しては、罰則等の規定が設けられることに鑑み、改正内容の周知徹底を図るとともに、川中・川下の木材関連事業者に対しては、新たに追加される小売事業者も含め、合法性の確認等に関する情報が消費者まで伝わるよう、制度の趣旨及び改正内容について十分周知すること。
- 三 無断伐採によって森林所有者の資産が毀損されることのないよう、①市町村が伐採届等に係るチェックを適切に行えるよう、また、②木材関連事業者による合法性の確認に当たって十分な情報提供が行われるよう、助言等を行うこと。
- 四 木材関連事業者が樹木の伐採された地域における違法伐採の状況を勘案して適切に合法性の確認をすることを確保するため、原産国・地域ごとに整理した違法伐採の発生状況及びリスク情報、合法性の確認の方法に関するフローチャート等の情報を提供する等合法性の確認が適切かつ円滑に行われるようにするための必要な措置を講ずること。
- 五 違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通の抑制には、需要側である消費者から合法性確認木材等を求めていくことが重要であることに鑑み、合法性確認木材等の流通及び利用を促進する意義に関する国民の理解醸成を一層促すための措置を講ずること。
- 六 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に十分に取り組んでいない木材関連

事業者に対して実効性のある指導等を行うことにより、合法性確認木材等でない木材等の流通及び利用を抑制すること。

- 七 違法伐採に係る木材等の流通の抑制に向け、リスクの低い国産材の供給拡大が図られるよう、国産材の安定的かつ持続的な供給を可能とするための施策を推進すること。
- 八 木材関連事業者による合法性の確認及び情報の伝達等について、義務付けの有無にかかわらず多くの木材関連事業者が取り組むよう、積極的に取り組むことが木材関連事業者自らのメリットにつながるような措置を講ずるとともに、電子的に手続が行えるシステムを含め事業者負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 九 森林所有者、素材生産販売事業者、木材関連事業者の相互の利益を確保し、林業・木材産業が持続的に発展することができるようにするため、流通過程において現場の実態等を的確に反映した価格形成が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 十 木材関連事業者による合法性の確認や情報の伝達等の実施状況について、チェック体制を構築し、適切な指導及び助言等を行うこと。
右決議する。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.24環境委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するため、政府による熱中症対策の実行に関する計画の策定、環境大臣による熱中症特別警戒情報の発表及び当該発表時における市町村長による暑熱から避難するための施設の開放に係る措置、独立行政法人環境再生保全機構の業務として熱中症特別警戒情報等の発表のために環境大臣が行う調査に係る情報の整理等の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策実行計画を定めなければならない。
- 二、環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に該当すると認めるときは、期間及び地域を明らかにして、熱中症警戒情報を発表し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。また、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他の事項を明らかにして、熱中症特別警戒情報を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。
- 三、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内に存する施設であって適当な冷房設備を有する等の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。
- 四、指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報の発表期間中、公表された開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放しなければならない。
- 五、市町村長は、特定非営利活動法人等であって、熱中症対策普及事業に関し基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体として指定することができる。
- 六、独立行政法人環境再生保全機構の業務に、熱中症警戒情報等の的確かつ迅速な発表のための調査に係る情報の整理、分析及び提供等を追加する。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (5.4.27環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、熱中症による死亡者数ゼロを早期に実現するため、熱中症対策の総合調整機能を担う環境省の

主導により、関係府省庁の連携を一層強化し、実効性ある施策を展開すること。また、関係府省庁が地方公共団体の関係各部局との連絡と連携を図ること。

- 二、熱中症特別警戒情報の発表基準については、人の健康に重大な被害が生ずるおそれがある場合を的確に判断する必要があることから、現行の熱中症警戒アラートの運用上の課題を踏まえつつ、適切な指標を設けること。また、運用に際しては、熱中症警戒情報との違いや緊急性を明確に示し、地方公共団体等に対する迅速かつ確実な情報伝達の方法を検討する。また、自然災害を上回る被害者が出ていることから、地域防災に係る知見、経験の共有など必要な支援措置を十分に講ずること。
 - 三、指定暑熱避難施設の指定基準については、市町村の自主的な取組が妨げられることのないよう、地域特性等を踏まえた仕組みとすること。また、施設が利用しやすくなるよう、高齢者などの熱中症弱者の移動に配慮するなど必要な措置を講ずること。
 - 四、市町村における熱中症対策普及団体の指定については、地域の実情を踏まえ各市町村の主体的な判断で実施できるように配慮すること。また、熱中症対策普及団体の利用する個人情報の取扱いについて、漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。
 - 五、地方公共団体における熱中症対策の実情を踏まえ、体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。また、熱中症に対する知識を持った職員を適切に配置できるように必要な支援措置を十分に講ずること。
 - 六、熱中症に関する調査研究成果などを含む熱中症ガイドブックなどを作成し、子どもや高齢者向けの熱中症予防方法を分かりやすく国民に伝えること。
 - 七、住宅等の断熱の加速化やエアコン設置支援、生活困窮者や低所得者などへのエアコン使用に掛かる支援なども含めた適応策及び緩和策の両輪の取組を推進すること。
 - 八、今後10年の気候変動対策が数千年にわたり影響を与えたとのIPCC第6次評価報告書統合報告書の指摘に鑑み、新興国等の温室効果ガス排出抑制に関する技術協力などを総合的に推進させるとともに、適応に関する施策を総合的に推進すること。
 - 九、都市部のヒートアイランド化を防止するため、農地の維持のほか、都市公園や個別の民間の樹木の保護、オフィスの屋上等の緑地化など都市部の緑地化を推進すること。
 - 十、住宅の断熱化と都市の緑化に力を注ぎ、相乗的にヒートアイランド化の防止に努めること。
 - 十一、熱中症対策は事後処置だけではなく、予防措置にも注力すべきであることから、都市の緑化を維持・推進する仕組みや、各家庭での花壇造成の奨励などの国民が参加する施策を積極的に取り入れ、国民的意識も創造しつつ野心的緩和策の加速化を図ること。
- 右決議する。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案(閣法第33号)

(衆議院 5. 4. 13可決 参議院 4. 19外交防衛委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、オーストラリア軍隊の公用車両には、道路運送法の報告徴収等に関する規定及び道路運送車両法の登録、車検等に関する規定は適用しないこととする。
- 二、日本国内において逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員等の我が国当局への引渡しや、オーストラリア軍隊の財産の差押え、搜索等を実施するための刑事手続等の特例に関する規定を設ける。
- 三、オーストラリア軍隊の構成員等が公務執行中に日本国内において第三者に損害を与えた場合に

は、国がその損害を賠償する責任を負うことを定める。

四、特殊海事損害に関し、政府が必要な援助を行うこととする。

五、本法律は、協定の効力発生の日から施行する。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第34号)

(衆議院 5. 4. 13可決 参議院 4. 19外交防衛委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、英国軍隊の公用車両には、道路運送法の報告徴収等に関する規定及び道路運送車両法の登録、車検等に関する規定は適用しないこととする。
- 二、日本国内において逮捕された英国軍隊の構成員等の我が国当局への引渡しや、英国軍隊の財産の差押え、捜索等を実施するための刑事手続等の特例に関する規定を設ける。
- 三、英国軍隊の構成員等が公務執行中に日本国内において第三者に損害を与えた場合には、国がその損害を賠償する責任を負うことを定める。
- 四、特殊海事損害に関し、政府が必要な援助を行うこととする。
- 五、本法律は、協定の効力発生の日から施行する。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号) (先議)

(参議院 5. 4. 10文教科学委員会付託 4. 14本会議可決 衆議院 5. 25可決)

【要旨】

本法律案は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）により設置される放射光施設の共用を促進し、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定先端大型研究施設として、量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設であって、文部科学省令で定めるもの（以下「特定放射光施設」という。）を追加する。
- 二、文部科学大臣は、量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。
- 三、量子科学技術研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、放射光共用施設（特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。）の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとするとともに、基本方針の内容に即して、当該業務の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする。
- 四、文部科学大臣は、特定先端大型研究施設の設置者として量子科学技術研究開発機構が行うものとされた業務のうち、施設利用研究を行う者の選定及び支援等の業務の全部又は一部を文部科学大臣の登録を受けた者に行わせることができることとする。
- 五、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5. 4. 13文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、次世代放射光施設N a n o T e r a s uの整備は、官民地域パートナーシップという新たな方式により、国、地域及び産業界が連携して行っていることから、施設の運用に当たっては、各主

体の役割と責任の所在を明確にするとともに、安全管理や情報セキュリティなどについて一元的な対応ができるよう適切な体制を構築すること。

二、次世代放射光施設 NanoTerasu が、イノベーションの創出に向けた人材、知、資金の好循環を生み出す地域の中核となり、学術・産業界の幅広い分野で活用される最先端の研究開発基盤としての役割を最大限果たすことができるよう、国内外の放射光施設等との連携やスーパーコンピュータ「富岳」を始めとする高性能な計算環境の活用等を推進すること。また、先端技術による東北の創造的復興を実現する観点から、福島国際研究教育機構、地域企業、大学等との連携に努めること。

三、科学技術立国の実現を目指す我が国にとって、先端的な研究施設を整備し、若手研究者を含む産官学の研究者による積極的な利活用を促進することで、学術・産業界における国際競争力を強化していくことが重要であることに鑑み、既存の特定先端大型研究施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、技術革新の進展等に対応した施設の高度化を推進するため、十分な財政措置を講ずること。

四、特定先端大型研究施設間の連携を図り、登録施設利用促進機関における研究実施相談を充実するため、研究実施相談を担う人材の育成・確保に向けて国として必要な施策を実施すること。

五、科学技術に対する国民の理解を深めるため、特定先端大型研究施設を活用して得られた研究成果について分かりやすい情報提供等を行うこと。その際、特に、児童生徒の科学技術に対する興味や関心を高めるための取組の実施に努めること。

六、特定先端大型研究施設を活用して得られる研究成果を最大化するためには、研究者が長期的な視点に立って自由な発想で研究活動に従事できることが重要であることに鑑み、大学において任期を付さない安定的な身分の研究者を増やすことができるよう、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。
右決議する。

孤独・孤立対策推進法案(閣法第36号)

(衆議院 5.4.27可決 参議院 5.22内閣委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること等を基本理念として孤独・孤立対策を行わなければならないこととする。

二、孤独・孤立対策に関し、国及び地方公共団体の責務、国民の努力、関係者の連携及び協力等について定める。

三、孤独・孤立対策に関する施策として、その推進を図るための重点計画の作成、孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、相談支援の推進、関係者相互の連携及び協働の促進、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上、地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援並びに孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進について定める。

四、地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、関係機関等により構成される孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるものとする。同協議会の事務に従事する者等は、正当な理由がなく、同協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

五、内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を本部長とする孤独・孤立対策推進本部を置く。

同本部は、孤独・孤立対策の重点計画を作成し、その実施を推進すること等の事務をつかさどる。

六、この法律は、令和6年4月1日から施行する。

七、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（5.5.30内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 孤独・孤立対策においては、NPO、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、国や地方公共団体、関係者の連携と協働の促進を図ること。
 - 二 NPO等の活動をきめ細かく支援する観点から、NPO等の活動の支援に必要な予算の安定的な確保に努めるとともに、複数年契約の活用等によるNPO等の安定的な活動を実現するため、十分な環境整備を行うこと。
 - 三 国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。
 - 四 相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。
 - 五 地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行い、その施策が円滑に実施されるよう、ガイドラインの作成等により、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。
 - 六 孤独・孤立対策重点計画に定める各施策の評価及び検証を適切に実施するとともに、それを踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について適宜見直しを行うこと。
- 右決議する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第37号)

（衆議院 5.4.4可決 参議院 4.18地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託
4.26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例の追加等

特定事業の実施に当たっての補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項を定めた区域計画について、国家戦略特別区域会議が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、補助金等交付財産の目的外使用等に係る各省各庁の長の承認があったものとみなす。

二、情報システム相互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備等に関する援助の拡充

情報システム相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供等を追加するとともに、国家戦略特別区域会議は、当該援助の実施に関し、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができるものとする。

三、法人農地取得事業に係る規定の整備

国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業について、同法に基づく事業から削除するとともに、当該事業を地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行するため、当該事業の対象となる法人及び地域に係る要件並びに区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、規定を整備する。

四、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る法律の特例の削除

国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例措置を削除する。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年9月1日から施行する。

【附帯決議】（5.4.21地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 特定法人による農地等の不適正利用を受けた買戻しには地方公共団体に財政面の負担等が生ずることから、地方公共団体が特定法人による農地取得事業の内容を十分に理解した上で導入を検討することができるよう、丁寧な情報の提供等に努めること。また、地方公共団体が買戻し等の適切かつ円滑な対応を行えるよう、適正に利用しているかどうかの判断基準を政府が示す等、必要な措置を講ずること。
- 二 特定法人による農地所有を認めるに当たっては、当該農地が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう、必要な措置を講ずること。営農型太陽光発電については、農地の効率的な利用が必ずしも図られず、生産性の低下につながるおそれがあることを踏まえ、構造改革特別区域における営農型太陽光発電に係る農地転用は認めないこと。
- 三 農林水産大臣が構造改革特別区域計画の認定に係る同意を行う際には、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画との整合性等、農地法制上の観点から適否を判断すること。
- 四 特定法人による農地取得事業に係る構造改革特別区域計画の認定に当たっては、役員等の国籍、農地の利用目的、資本構成等の事項について確認すること。また、認定後においても、これらの事項を毎年確認するよう地方公共団体を指導すること。
- 五 農地等の買戻しが必要となった場合において、原状回復が企業の責任において行われるよう、書面契約を締結するに当たっての留意点を国として示すこと。
- 六 農地等の不適正利用が発生しているにもかかわらず、地方公共団体が農地等の買戻しを行わない場合には、当該地方公共団体に対し、報告の徴収、措置の要求又は認定の取消し等、速やかに、構造改革特別区域法に基づき必要な措置を講ずること。
- 七 外国資本による農地所有に関しては、投資目的等の懸念があることから、その影響について、日本人の雇用の確保、食料安全保障等の観点から速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 特定法人による農地取得事業については、遅くとも構造改革特別区域計画の認定の申請期限である令和9年3月末までに、その活用状況を踏まえ、制度の存廃も含めて在り方を検討すること。
- 九 データ連携基盤の互換性の向上や信頼性の十分な確保により、自動配送ロボットの走行等の先端的サービスの推進を図り、利便性の高い社会の実現を目指すこと。その際、サイバーセキュリティの強化を図るとともに、データ連携基盤を通じて提供されるデータに含まれる個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。また、先端的サービスの提供に対する住民の理解が得られるよう努めること。
- 十 過疎地・中山間地での対応等のためにオンライン服薬指導を一層促進するに当たっては、普段からの薬剤師との対面のコミュニケーションが重要であることを念頭に置き、薬剤師による薬学的見地からの評価・考察、患者の体調や年齢等に合わせた投薬調整、多剤投与の調整、処方箋の偽造対策、医薬品の配送料負担への考慮等に十分留意すること。
右決議する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 5.8内閣委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に改める。
- 二、この法律において「仮名加工医療情報」とは、医療情報に含まれる記述等の一部や個人識別符号の全部を削除する措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように医療情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- 三、主務大臣の認定を受けた認定仮名加工医療情報作成事業者は、主務大臣の認定を受けた認定仮名加工医療情報利用事業者に対してする場合に限り、仮名加工医療情報を提供することができる。

- 四、認定仮名加工医療情報作成事業者が仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）等の規定による調査に回答するために必要なときを除くほか、当該仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。
- 五、認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該提供仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、他の情報と照合してはならない。
- 六、認定仮名加工医療情報利用事業者は、法令に基づく場合及び薬機法の規定による医薬品の製造販売の承認等の処分を受けるために提供する場合を除くほか、提供仮名加工医療情報を第三者に提供してはならない。
- 七、認定匿名加工医療情報作成事業者は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受けることができる者等に対してする場合に限り、作成した匿名加工医療情報について、匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供することができる。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.16内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用の推進について、多くの府省が関与していることに鑑み、政府の司令塔機能を明確にし、個人情報を徹底的に保護することを第一に考え、在るべき全体像を示すとともに、必要に応じて速やかに制度を整備すること。あわせて、医療情報取扱事業者、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者等に対し、必要な措置を講ずること。
- 二 仮名加工医療情報については、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があることに鑑み、安全管理措置に係る厳格な基準を策定すること。
- 三 医療情報の第三者提供に際して本人に通知するに当たっては、仮名加工医療情報については他の情報と照合することにより特定の個人の識別が行われ得ること等を踏まえ、医療情報がどのように利活用されるのかを本人が理解しやすくするため、通知内容を丁寧なものとするよう配慮すること。また、本人への通知が行われていない医療情報の第三者提供等の不適切な取扱いが生じないように、認定匿名加工医療情報作成事業者等に対し、安全管理措置の徹底を図ること。
- 四 医療情報取扱事業者の認定匿名加工医療情報作成事業者等に対する医療情報の提供が強制的なものではないことを含め、医療情報取扱事業者に対し、制度の意義等の周知・広報を積極的に行い、協力についての理解の増進を図ること。
- 五 匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報を利活用する事業者から徴収する利用料が、認定匿名加工医療情報作成事業者等の事業運営の状況に照らして適正なものとなるよう促すこと。
- 六 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報について、個人の権利利益の保護を図りつつ効果的に利活用することができるよう、規格の適正化を推進するとともに、官民の医療情報に係るデータベース間の緊密な連携を実現すること。
- 七 仮名加工医療情報の利活用については、認定仮名加工医療情報利用事業者による研究の進捗を確認する等、我が国の医療の発展や医療産業の国際競争力の強化等につながるよう留意すること。
- 八 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用の推進に当たっては、基本方針に不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置が明記されていること、科学技術・イノベーション基本計画において倫理的、法的及び社会的な課題への対応を掲げていること等を踏まえ、有識者を交えた会議において、利活用に伴って生じ得る倫理的問題等を総合的に議論することを検討すること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 5.4.18可決 参議院 4.19総務委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

- 1 地方議会の役割及び議員の職務等に関し、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという議会の位置付けのほか、議会は、地方自治法の定めるところにより、地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決する等の権限を行使すること、また、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことを法律上明確化する。
- 2 住民から議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等、議会に関わる法令上の手続で書面により行うことが求められているものについて、オンラインにより行うことができることとする。

二、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公共団体は、会計年度任用職員に対し、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、勤勉手当を支給することができることとする。

三、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断により、私人への委託を可能とするとともに、適正な公金の取扱いを確保するため、地方公共団体から公金事務の委託を受けた者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】 (5.4.25総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現が重要であることを踏まえ、本法による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限に追求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。
- 二、多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大並びに議会運営の活性化及び合理化を図るため、現行の議会の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要な助言を行うとともに、技術的・財政的な支援についても検討を行うこと。
- 三、多様な人材が地方議会に参画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、オンラインによる委員会を円滑に開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。また、オンラインによる本会議への出席を可能とすることについては、第33次地方制度調査会の答申を踏まえ、議員本人による自由な意思表示に関し、議場と同様の環境が確保できるか等の課題について、オンラインによる委員会の開催上の課題等の検証を行い、国会における対応も参考としつつ丁寧に検討を進め、その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずること。
- 四、地方議会の議員の選挙において労働者がより立候補しやすくなるよう、就業規則において立候補休暇制度を設けること等について、事業主の理解を得るための取組を進めるなど、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
- 五、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第33次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏まえ、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するための社会的な環境整備に取り組むこと。また、地方議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメント防止等の取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。
- 六、小規模市町村において議員のなり手不足が深刻であることを踏まえ、適正な水準の議員報酬の

- 在り方について、各地方公共団体における検討に資するよう、取組事例の紹介に取り組むとともに、適切に地方財政措置を講ずること。
- 七、歯止めのかからない投票率の低下は民主主義の危機であるという立場から、投票率の向上のため、特に若年層の政治に対する関心を高めるための教育等の充実・強化を図るとともに、高齢者等の移動手段の確保や期日前投票の利便性の向上等あらゆる施策を講ずること。
- 八、地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、本法施行後、その施行の状況等について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 九、会計年度任用職員を始めとする非常勤職員が地方公共団体の行政運営において重要な役割を果たしていることを踏まえ、当該職員の任用や処遇について、適切な措置が講じられるよう地方公共団体に対する助言を行うこと。
- 十、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、令和6年度から、全ての地方公共団体において支給が開始されるよう努めること。また、制度改革により必要となる財源については、その確保に努めること。
- 十一、会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の支給については、国家公務員の非常勤職員との均衡から、期末手当及び勤勉手当のいずれをも支給することが基本であることを地方公共団体に対して周知すること。
- 十二、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえ適切に支給するとともに、単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より減額することがないよう、地方公共団体への助言を行うこと。
- 十三、引き続き、常勤職員の給与との権衡及び国家公務員の非常勤職員の給与との均衡を踏まえ、会計年度任用職員の処遇の改善に努めること。
- 十四、公金事務の私人への委託について、原則として全ての歳入等の収納事務を地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能とすることに関して、その効果や実務上生ずる課題等を踏まえ、取扱上の責任の明確化や公正の確保等公金の取扱いの適正を確保する観点から必要な助言を行うこと。
- 十五、地方自治法の趣旨に鑑み、受託者及び再委託者における適正な収納事務を確保するため、指定公金事務取扱者に対する検査等の適切な実施とともに、納入者のプライバシー保護に万全を期すよう、地方公共団体への助言を行うこと。
- 右決議する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 5.5.18可決 参議院 5.22総務委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の地上基幹放送事業者による中継局の共同利用、複数の放送対象地域における放送番組の同一化等の柔軟な事業運営を可能とする措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用するための規定の整備として、現在の地上基幹放送事業者が、総務大臣による確認を受けた上で、他者の中継局を用いて地上基幹放送を行うことを可能とする。また、日本放送協会については、その子会社が中継局を保有することを条件として、中継局を共同で利用し地上基幹放送を行うことを可能とする。
- 二、基幹放送の安定性が確保されるための規定の整備として、基幹放送事業者に対し、委託等の外部利用先も含め、放送設備の運用のための業務管理体制について基準適合維持義務を課し、その履行を担保するための監督規定等を設ける。
- 三、複数の放送対象地域における放送番組の同一化を可能とするための規定の整備として、異なる放送対象地域の基幹放送事業者が、地域性確保のための措置を講ずる等の一定の条件の下で、同一の放送番組の放送を同時に行うことができることとする認定制度を設ける。

四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.25総務委員会議決）

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、政府は、基幹放送事業者が特定放送番組同一化を行う場合における地域性確保措置については、事業者の自主自律により、それぞれの放送対象地域における放送番組に対する固有の需要を引き続き満たせるよう、地方自治体等の幅広い関係者の意見を聴取しつつ、当該措置の実効性の確保に向けて、必要な措置を講ずること。
- 二、協会は、基幹放送局提供子会社の設立や当該子会社が提供する中継局設備の民間放送事業者との共同利用が、受信料を基にして行われることに鑑み、協会の資産を適切に使用するよう留意するとともに、広く国民・視聴者の理解を得られるよう説明責任を果たすこと。また、中継局設備の保守運用に係るコストが民間放送事業者よりも高いとの指摘もあることから、その要因を分析し不断に見直すとともに、共同利用を行う民間放送事業者の過度の負担とならないようにすること。
- 三、政府は、特定放送番組同一化及び中継局設備の共同利用が基幹放送事業者の柔軟な事業運営を可能とするためのものであることを踏まえ、事業者が利用しやすいものとなるよう、その要件・手続等の明確化・透明化を図ること。
- 四、政府は、今後想定されるマスター設備のIP化・クラウド化等の進展に当たって、基幹放送事業者の責任により安定的な放送を確保できるよう、安全性・信頼性対策について引き続き検討を行い、必要な環境整備に取り組むこと。
- 五、政府は、マスメディア集中排除原則が放送の多元性、多様性、地域性の確保に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、令和5年3月の省令改正による同原則の例外の拡大後においても、基幹放送事業者によるそれぞれの放送対象地域における放送番組の多様性等が確保されるよう、不断の検討を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- 六、政府は、協会及び各地の民間放送事業者が行ってきた放送が、災害情報や地域情報等の発信等において重要な社会的役割を果たしてきたこと、また、放送と通信の融合が一層進展していることに鑑み、引き続き視聴者へ良質なコンテンツを提供するなど放送の持続的な維持・発展を可能とするため、ローカル局の経営合理化など、その将来的な経営の在り方を含めた放送の今後の在り方について不断の検討を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- 七、政府は、デジタル社会を支え、国民生活に必要な不可欠な放送・情報通信インフラの整備の推進、維持管理の確保に万全を期すこと。

右決議する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.24法務委員会付託 5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入するとともに、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保を図るため、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度を創設し、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改めるなどの処罰規定の整備を行うほか、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保

- 1 逃走罪及び加重逃走罪の主体を拡張するとともに、逃走罪の法定刑を「1年以下の懲役」から「3年以下の懲役」に引き上げる。
- 2 保釈中又は勾留執行停止中の被告人が公判期日に出頭しない行為等について、2年以下の拘

禁刑に処することとする。

3 保釈中又は勾留執行停止中の者を監督する者を裁判所が選任できることとする。

4 拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等について、裁判所の許可なく出国してはならないこととする。

5 保釈された者が国外に逃亡することを防止するため、裁判所の命令により位置測定端末を装着させ、飛行場の周辺等の所在禁止区域への所在等の事由の発生を検知できることとする。

二、犯罪被害者等の情報保護

犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿できることとする。

三、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.9法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。

二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。

三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。

四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。

五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要があると認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。

六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されることがないように、制度の趣旨を周知すること。

七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期するとともに、必要な体制の整備に努めること。

八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。

右決議する。

海上運送法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.24国土交通委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 海上運送法の一部改正

1 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者である場合等には、許可をしてはならないこととする。

2 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、安全統括管理者1人を選任しなければならないこととするとともに、運航管理者資格者証の交付

を受けている者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならないこととする。

3 小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者は、事業計画等を記載し、資金計画等を記載した書類及び安全人材確保計画を添付した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

4 3の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととする。

5 対外船舶貸渡業者等は、単独で又は共同で、外航船舶確保等計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができることとする。

二 船員法の一部改正

船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員について、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練等を実施しなければならないこととする。

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

特定操縦免許は、国土交通大臣が行う一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶操縦士国家試験に合格し、かつ、人命救助等に関する知識及び能力を習得させるための講習であって同大臣の登録を受けた者が行うものの課程を修了した者等について行うこととする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（5.4.27国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 特別監査等が旅客船事業者の安全意識の欠如等を十分に是正させるに至らなかったことや同事業者の運航管理者の資格要件の真偽について十分な確認ができていなかったことなど、知床遊覧船事故対策検討委員会からの指摘を踏まえ、監査や審査等の実効性を確保すること。また、今回の事故を始め、これまで事故で多くの犠牲者が出ていることを踏まえ、安全の確保は旅客船事業を営む際の大前提であることを常に念頭に置き、規制当局として毅然とした姿勢を堅持し、旅客船事業者に対し、たゆみない安全確保に努めるよう促すこと。

二 本法で強化された規制が実効性を伴うよう、関係者に対する適切な助言、監査を行うこと。また、日本小型船舶検査機構の検査の実効性が伴わなかったことが事故の要因の一つとなったことを踏まえ、同機構への監督強化や、国との情報共有を徹底し、同機構の検査の体制強化と実効性を高めること。

三 事故被害者のご家族に対する支援については、ご家族が1日も早く再び平穏な生活を営むことができるようきめ細かく継続的に、単なる情報提供等にとどまらない、ご家族の要望を十分に踏まえた対応を行っていくよう努めること。また、公共交通事業者による被害者等支援計画の作成を促進するとともに、同計画を作成していない公共交通事業者が起こした事故であっても、事故被害者やご家族が中長期にわたって支援を受けることができるような仕組みの導入に向けた検討を行うこと。

四 現行の救命設備の課題に対応した新たな救命設備の開発と、その船舶への搭載を促進すること。

特に、中小零細事業者が、費用の面から導入を躊躇してしまうことがないように、早期搭載に向けた必要な支援を継続的に行うこと。

五 抜き打ちやリモートによる運航管理体制等の事業者への監査、及び違反点数の累計による適時適切な行政処分等の新たな規制を実効的に運用するため、地方運輸局等の体制を拡充すること。

六 安全統括管理者講習機関の登録、指定試験機関の指定に当たっては、公正で透明なプロセスによって行い、元国土交通事務次官による民間企業役員人事への介入の反省を踏まえ、天下り等行政との不適切な関係を疑われぬよう厳正に対応すること。

- 七 小型船舶のみを用いた旅客不定期航路事業を営むに当たっては、安全人材の確保が不可欠となることから、労働環境の改善など人材確保に向けた取組を支援すること。また、我が国の海上運送事業において全般的な人材不足が深刻化していることから、人材確保のため、賃金を始めとする労働条件の改善を図るとともに、船員の確保・育成体制の一層の強化に努めること。
- 八 旅客船舶の発航を中止すべき条件下での発航が二度と行われることのないよう、運航の可否判断の客観性を確保し、旅客船事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、地域旅客船安全協議会等を通じた安全情報の共有化の取組を促進すること。また、海難の発生に際しては、迅速かつ機動的な救助が可能となるよう、通報体制や救助体制の一層の充実・強化に努めること。
- 九 世界単一市場である国際海運市場において、経済安全保障の観点から我が国商船隊が競争力を確保し続けられるよう、必要な財政や税制の支援措置を継続的に講じていくこと。
- 右決議する。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 4. 5. 12可決 参議院 5. 31国土交通委員会付託 6. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないこととする。
- 二 市町村は、経済的社会的活動の促進のために空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定めることができることとする。同指針には、空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物又は空家等の跡地に新築する建築物について、敷地特例適用要件又は用途特例適用要件を定めることができることとする。
- 三 市町村長は、適切な管理が行われていない空家等を、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある管理不全空家等と認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置をとるよう指導をすることができることとする。指導をした場合において、なお状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、必要な具体的な措置について勧告することができることとする。
- 四 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法の規定による不在者の財産の管理に必要な処分の命令又は相続財産の清算人の選任の請求をすることができることとする。
- 五 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等に関し緊急に周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができることとする。
- 六 市町村長は、特定非営利活動法人等又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する援助等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、空家等管理活用支援法人として指定することができることとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (5. 6. 6国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 市町村による空家等活用促進区域の指定に当たっては、地域の実情に応じて幅広く柔軟に指定できることを明確にし、指定の基準や手順を明示するなど、必要な支援を行うこと。
- 二 市町村長による管理不全空家等の所有者等に対する指導及び勧告が円滑に行えるよう、どのよ

うな空家等が管理不全空家等に該当するか、具体的な状態を示すこと。

- 三 特定空家等又は管理不全空家等の所有者等で意思能力に欠ける疑いが強いが成年後見人が選任されていない者への勧告等の手続の在り方について、その者の自己決定権などへの配慮をしつつ、検討を進めること。また、管理不全空家等に係る勧告等の対象となる者のうち、意思能力が不十分な者又は意思能力を欠く者については、その財産を管理する各種制度を積極的に活用できるように検討すること。
- 四 多数者が共有する特定空家等に対する措置に関する手続について、市町村に過度な行政負担がかからないよう検討を進めること。
- 五 本法に基づく特定空家等に対する措置を受けた所有者が死亡した場合、新たな所有者に対する手続面での保障に配慮しつつ、同措置の効果を早期に発現させることについて検討を進めること。
- 六 管理不全建物管理人制度等の周知に努めるなど、財産管理人による空家等の管理などが進みやすい環境を整備すること。
- 七 命令等の事前手続を経るいとまがない緊急時の代執行制度について、過度な財産権の制限とならないよう、また、制度の円滑な活用が進むようにするため、緊急時の代執行が可能な場合を具体的に示すこと。
- 八 本法の円滑な実施の観点から、代執行の対象となる特定空家等に残された動産の取扱いについて検討を進めること。
- 九 借地上の特定空家等が代執行により除却された場合において、土地の利用価値が増加することにより土地所有者等が利益を得るとして費用負担を求め得るかについて検討を進めること。
- 十 市町村長による空家等管理活用支援法人の指定が円滑に進むよう、先進事例や指定に当たっての考え方を示すなど、市町村長が指定しやすい環境を整備すること。また、市町村が空家等管理活用支援法人を積極的に利用できるよう、十分な支援措置及び予算措置を講ずることについて、検討を進めること。
- 十一 本法の円滑な施行に当たっては、地方公共団体の空き家担当職員の確保及び地方公共団体の空き家対策予算の充実が重要であることに鑑み、地方公共団体の担当職員の増員を促し、地方交付税制度等による財政の支援に努めること。
- 十二 空家等の発生及び増加の抑制のための対策を講じ、地方公共団体にその対策を促すこと。また、空家等の活用等を促進するため、筆界又は境界の確定に関する所有者及び市町村への支援を行うこと。
- 十三 本法に定める空家等の活用の促進についての都道府県知事等の配慮が円滑に行われるよう、関係機関にその運用について十分に周知徹底すること。また、本法施行後においても、空家等の活用促進などの空き家対策に関する地方公共団体からの要望や意見を確認し、今後の対策につなげるよう努めること。
- 十四 本法に定める接道規制の特例により、狭あい道路が更に狭あいになることがないようにすること。また、空家等を除却する際に狭あい道路を拡幅するなど、災害対策と空き家対策の連携方策について検討を進めること。
- 十五 国土交通省の空き家対策モデル事業においては、その趣旨及び目的に鑑み、地方公共団体と法務、不動産、福祉等の資格を有する専門家との積極的な連携を図り、地域の活性化に資する優良な取組を支援すること。
- 十六 部分居住の長屋の非居住住戸が著しく保安上危険等の状態になっている場合に本法の適用対象とすることについて検討を進めるとともに、全部非居住の長屋も含めて、建物の区分所有等に関する法律を踏まえた本法の措置の在り方について、検討を進めること。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第44号)(先議)

(参議院 5.4.4地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 4.19本会議可決 衆

議院 6.13可決)

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、災害対策基本法の一部改正

罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用することを可能とする。

二、交通安全対策基本法の一部改正

市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定とする。

三、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正

指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知とする。

四、住民基本台帳法の一部改正

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする。

五、地方独立行政法人法の一部改正

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価を廃止する。

六、戸籍法の一部改正

戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能とする。

七、建築基準法の一部改正

建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すればよいこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能とする。

八、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第45号)

(衆議院 5.4.27可決 参議院 5.15厚生労働委員会付託 5.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する権限を、厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管する。

二、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行う厚生労働省の審議会を、薬事・食品衛生審議会から厚生科学審議会に改める。

三、消費者庁に、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行う審議会として、食品衛生基準審議会を置く。

四、水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務に関する権限を、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。

五、水道整備・管理行政のうち四に掲げる事務以外のものに関する権限を、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管する。

六、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局は、水道整備・管理行政に関する事務を分掌するも

のとする。

七、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる公共土木施設に加える。

八、水道施設の新設、増設又は改造に関する事業を、社会資本整備重点計画法の対象となる社会資本整備事業に加える。

九、厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務に関する規定の整備を行う。

十、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5. 5. 18厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、水道・下水道事業の施設整備に係る必要な予算を確保すること。また、老朽化や近年多発する災害への対応強化及び迅速な復旧がされるよう十分な予算を措置すること。

二、水道・下水道事業の基盤強化に向け、国や事業者が事業運営等に必要な組織、人員と専門性を確保できるよう、必要な措置を講ずること。

三、水道事業におけるこれまでの「官民連携」の実態を把握するとともに、その結果を踏まえつつ、水道事業の公共性や持続性に十分留意したものとなるよう必要な助言を行うこと。

四、人口減少や老朽化等に伴い、水道料金が今後上昇する可能性があり、その対策を検討すること。

五、水質基準の必要な規制強化と実効化を高めるため、必要な予算の配分や人員の配置を行い、水質基準の策定や管理・検査の体制を確立すること。

六、全国各地で有機フッ素化合物（PFAS）による水質汚染により、水・水道の安全性に懸念の声があることを踏まえ、PFASについては、国内外の科学的知見も収集し、その結果も踏まえつつ、水道水質基準にすることも含め、必要な検討を行うこと。

七、食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組に支障や停滞が生じることがないように、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。

八、消費者庁が食品メーカーを含む民間企業から出向者を受け入れるに当たっては、消費者庁が食品衛生基準行政を担う趣旨を踏まえ、科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図り、食の安全に対する懸念を招くことのないよう十分に留意すること。

九、移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生ずることのないよう、権限の移管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。また、対象となる行政分野の都道府県・市区町村当該部署が混乱することなく対応ができるよう十分に留意すること。

右決議する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）

（衆議院 5. 4. 27可決 参議院 4. 28地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 6. 2本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人番号等の利用に関する施策について、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においても利用の促進を図るものとする。

二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2を削り、別表第1を別表とするとともに、別表の各項に掲げる事務（準法定事務（同表の当該各項に掲げる事務に準ずる事務として主務省令で定めるものをいう。）を含む。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 三、理容師、美容師、一級建築士等の免許に関する事務、自動車の変更登録に関する事務、外国人の在留資格に係る許可に関する事務等において個人番号を利用することができる。
- 四、戸籍の附票に記録されている国外転出者は、個人番号カードの作成に係る申請に併せて、領事官又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。
- 五、地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務として、個人番号カードの交付の申請の受付等の事務を追加する。
- 六、戸籍、住民票、個人番号カード等の記載事項等として、氏名の振り仮名を追加する。
- 七、行政機関の長等が預貯金口座情報等を保有している場合に、書留郵便等により預貯金者に対し一定の事項を通知して同意を得たとき又は一定期間を経過するまでの間に回答がなかったときは、内閣総理大臣は当該預貯金口座情報を公的給付支給等口座として個人番号等とともに登録することができる。
- 八、被保険者等の資格の確認について、電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等は、保険者等に対し、資格に係る情報を記載した書面の交付又は電磁的方法による提供を求めることができる。被保険者等は、交付された書面等を提示することにより、資格の確認を受けることができる。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.31地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 法定事務に準ずる事務におけるマイナンバーの利用及び利用事務に係る情報連携については、本法によって法律改正が今後不要となることに鑑み、主務省令の制定に当たっては国民に広く意見を聴くため、その内容について、国民に広く公開すること。また、その監視・監督状況を定期的に国会に報告し、行政決定過程の透明性を確保すること。
- 二 本法に基づくマイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に伴い、地方公共団体等の事務負担が過大とならないよう配慮すること。
- 三 マイナンバーカードの取得が任意であることに鑑み、その取得を強制しないこと。また、マイナンバーカードを取得していない者に対する不当な差別的取扱いを行わないようにすること。
- 四 マイナンバー制度の運用に当たって、個人情報漏えい、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期し、特に医療・介護・福祉事業等のセキュリティ対策に関して、十分配慮すること。また、マイナンバーカードを取得・更新するに当たっては、円滑な更新に配慮しつつ、厳格な本人確認を徹底すること。
- 五 マイナンバーカード及び資格確認書が申請に基づいて交付されることを踏まえ、健康保険証の廃止に伴い、保険料を払っていても、資格確認書の申請漏れ等により無保険者扱いとされたり、現物給付による保険診療を受けることができない者が生じないよう、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講ずること。また、資格確認書に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講ずるとともに、その発行に関し追加的な費用負担が可能な限り生じないよう必要な支援を行うこと。
- 六 健康保険証の廃止に伴う医療現場などの影響・混乱を極力防ぐため、発行済み健康保険証を廃棄しないよう、周知徹底すること。また、認知症患者や寝たきりの高齢者などの社会的弱者に対しては、発行済み健康保険証を最大1年間有効とみなす経過措置を踏まえ、遅くともその期間が終了するまでの間に、確実にマイナンバーカード又は資格確認書により必要な保険診療が受けられるよう、必要な措置を講ずること。
- 七 健康保険証の廃止に伴い、オンライン資格確認に関する事業主の届出から保険者の登録までの各種の手続が迅速かつ円滑に行われるよう、国民、事業主及び保険者への広報・支援に努めること。
- 八 医療・介護・福祉施設等の事業者に対して、利用者・入所者等のマイナンバーカードの代理申

請や管理などを事実上強制するような施策は厳に行わないこと。

九 保険料滞納世帯主等への保険料納付の勧奨及び納付に関する相談の機会の確保に際して、市町村等は、滞納者の納付能力の把握をきめ細かく行うなど、懇切丁寧な対応に努めること。

十 滞納者の納付能力に配慮しつつ、短期被保険者証に準ずる運用が引き続き尊重されること。本法の施行後、適切に保険料の滞納対策が行われているかを把握し、必要に応じ、改善に努めること。

十一 後期高齢者医療において資格証明書を原則発行しない現行の運用方針の考え方を維持するとともに、周知徹底を図ること。

十二 健康保険証、短期被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う法令運用等に関する検討に際して、患者・国民、医療・介護現場、保険者などの声・実態を広く聴取しつつ、運用上十分に配慮すること。

十三 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備に際しては、地域医療の確保に支障が生じないよう必要な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴って医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。

十四 保険者の資格情報入力タイムラグ短縮に関して、現場の実情に応じ事業主の事務負担に配慮した対応を行うこと。

十五 マイナンバーカードの券面記載事項については、性別を削除するなど、性の多様性や人権に配慮するよう検討すること。

十六 マイナンバーカードの交付日数の更なる短縮を図るため、必要な措置を講ずること。また、マイナンバーカードの紛失・盗難時における速やかな再発行が可能となるよう、発行体制の在り方について検討すること。

十七 地方公共団体が指定した郵便局におけるマイナンバーカードの交付の申請の受付等を開始するに当たっては、過疎地の郵便局における負担の軽減に努めるとともに、必要な支援を行うこと。

十八 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本法の趣旨や振り仮名の届出等に関して、届出等に係る国民や地方公共団体の負担の軽減を図るため、国民へ丁寧な説明を行うとともに、地方公共団体の業務の支援策を講ずること。また、高齢者や障害者等、届出等が困難な層に対しては、十分に配慮すること。

十九 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本人が現に使用している振り仮名とは異なる振り仮名が記載されることのないよう配慮するとともに、「戸籍法等の改正に関する要綱」において「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする」とされたことに鑑み、今後新しく生まれる名乗り訓の許容範囲を幅広く担保すること。

二十 公金受取口座の登録通知に不同意の回答をしなければ自動的に登録されることについて、国民に丁寧に周知するとともに、DV被害者など通知を受け取ることが困難な層に対して十分に配慮すること。また、通知を受けた国民からの積極的な意思表示が得られるよう、回答のため十分な期間を確保すること。なお、本法に基づき登録された口座の利用目的の安易な拡大や流用は厳に行わないこと。

右決議する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 5.5.25可決 参議院 6.5地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、デジタル社会形成基本法の一部改正

- 1 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを、デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として位置付ける。

2 デジタル社会の形成に関する重点計画に定めるべき事項として、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を追加する。

二、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

1 この法律の目的に、情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策について定めることを追加する。

2 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法以外の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているものについて、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

3 行政機関等における情報通信技術の効果的な活用及び情報通信技術に関する情報であって当該見直しに資するものの公表及び活用について定める。

三、行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正等

特定の場所における書面の掲示を求めている、いわゆる書面掲示規制について、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする等の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.6.9地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 デジタル化の推進により、人手不足の解消や新しい産業の創出が期待される一方、雇用が失われる懸念があることに鑑み、労働移動が公正なルールに基づいて行われるよう留意すること。

二 令和5年1月、国土交通省近畿地方整備局の河川監視カメラに不正アクセスがあった事案を踏まえ、不正アクセスや情報漏えい等を防止するため、セキュリティ対策の一層の向上を図ること。

三 標識、利用料金等の書面掲示規制の見直しに当たっては、適用除外となる中小・零細事業者の範囲を適切に定めた上で、周知徹底すること。また、今後、法令改正を行う必要が生じたとしても、中小・零細事業者に対するデジタル化の強制とならないよう留意すること。

四 定期検査・点検規制のデジタル化に当たっては、事故が発生した際の責任の所在に留意しつつ、安全性の確保に万全を期すこと。また、安全性を確保する手法として、デジタル技術を過信せず、人的な技術力の向上にも努めること。特に、保育に関する規制については、こどもの生命や身体の安全を守り、保育の質を維持するため、原則、年1回以上の実地検査を行うこと。

五 土地区画整理事業における建築物等の移転又は除却に関する公告等のデジタル化に当たっては、デジタル技術に不慣れな人も情報を得ることができるよう配慮すること。

六 警備業、自動車運転代行業及び探偵業に関する認定証や届出証明書の廃止に当たっては、認定を受けた事業者や届出をした事業者の信用性を担保するとともに、消費者トラブルを防止するため、必要な対策を講ずること。

七 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの支援に当たっては、地方公共団体に過度な負担を強いることとならないよう留意すること。

八 デジタル化による各種行政手続に不具合や問題がある場合は、即座に公表するとともに、問題解決のために取扱いやルールを変えた場合には、同種の不具合や問題で困っている人などにも配慮した上で対応に万全を期すこと。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 5.5.9修正議決 参議院 5.12法務委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効

的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本邦への在留を希望する外国人に在留特別許可の申請を可能にするとともに、在留特別許可を行うか否かの判断に当たって考慮すべき事情を明示する。
- 二、退去強制手続における収容に代わる選択肢として監理措置制度を創設し、当該外国人の逃亡のおそれの程度、収容により受ける不利益の程度等を考慮して相当な場合には、監理人による監理に付し、収容せずに手続を進めることとするとともに、収容する場合であっても、3箇月ごとに、監理措置に付すか否かを必要の見直しとする。
- 三、仮放免制度について、健康上の理由等により収容を一時的に解除する制度と改めた上、健康上の理由による仮放免請求に係る判断に当たっては、その者の健康状態に十分配慮することを法律上明記する。
- 四、難民認定手続中は法律上一律に送還が停止されるといういわゆる送還停止効に例外を設け、同手続中であっても一定の場合には送還を可能とする措置を講ずる。
- 五、他に送還する手段がない一定の場合に限り、その者に対し、本邦からの退去を義務付ける命令制度を創設し、命令に違反した場合の罰則を整備する。
- 六、難民に準じて保護すべき者を一層確実に保護するための規定を整備する。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、難民の認定等の申請をした外国人に対し適切な配慮をすること、法務大臣は、難民の認定等を適正に行うため難民調査官の育成に努めるものとする、収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保に努めるものとする等々の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（5. 6. 8法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 紛争避難民のみならず、国籍国等に帰国した場合に生命の恣意的な剥奪、拷問等を受けるおそれがある者や残虐な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある者、又は強制失踪のおそれがある者など、真に保護を必要とする者を確実に保護できるように努めること。
- 二 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。
- 三 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。
- 四 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後5年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 五 送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第53条第3項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国の情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。
- 六 「難民の認定等を適正に行うための措置」の実施に当たっては、令和3年7月に国連難民高等弁務官事務所との間で締結した協力覚書に基づき適切な措置をとること。
- 七 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。
- 八 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。

- 九 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。
- 十 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。
- 十一 監理措置制度を適正に活用し、収容が不必要に長期にわたらないよう配慮すること。
- 十二 監理措置・仮放免制度の運用に当たっては、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮すること。
- 十三 健康上の理由による仮放免請求の判断の際には、医師の意見を聴くなどして健康状態に十分な配慮を行うこと。
- 十四 在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと。
- 十五 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。
- 右決議する。

国立健康危機管理研究機構法案(閣法第49号)

(衆議院 5.5.18可決 参議院 5.22厚生労働委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、感染症その他の疾患並びに予防及び医療に係る国際協力に関し、調査、研究、分析及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する高度かつ専門的な医療の提供、人材の養成等を行うとともに、感染症その他の疾患に係る病原体等の検査等及び医薬品等の試験等を行うことにより、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 二、機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、理事長及び監事は厚生労働大臣が、副理事長及び理事は理事長が厚生労働大臣の認可を受けて、それぞれ任命する。また、機構の役員及び職員の報酬及び給与並びに服務等に関し所要の規定を設ける。
- 三、機構は、その業務の実施状況を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に報告するものとする。
- 四、厚生労働大臣は、6年間ににおいて機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めなければならない。機構は、当該目標を達成するための計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 五、機構は、毎事業年度の開始前に、業務運営に関する計画を定めて厚生労働大臣に届け出、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績等について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。
- 六、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。また、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の状況等に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所等に立ち入り、業務の状況等を検査させることができる。
- 七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。

【附帯決議】（5.5.30厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）は、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省と常時情報を共有するなど、緊密な連携を確保すること。
 - 二、現に国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行っている業務が機構設立後も確実に行われるよう措置するとともに、機構の研究開発能力の向上及び人材確保に資するために、必要な予算を確保すること。また、両機関の職員の待遇が統合に伴って低下することがないように取り組むこと。
 - 三、機構が将来の感染症有事において安全かつ有効な治療薬・ワクチンの迅速な開発に資する臨床研究に取り組むことができるよう、機構及び関係医療機関の臨床機能強化及びネットワーク強化のための措置を講ずること。
 - 四、政府が機構へ指示又は監督を行うに際しては、機構が提供する科学的知見の客観性を損なうことがないように十分に留意すること。また、政府が感染症対策に係る政策決定を行う際には、機構が提供する科学的知見との関係性について、国民に対して丁寧な説明を行うこと。
 - 五、政府は、機構が提供する科学的知見のみならず、政策提言についても積極的に受け入れ検討すること。
 - 六、地方自治体の感染症対応能力の更なる強化のための方策について早急に検討を行うとともに、地方衛生研究所間の能力の格差を是正するために予算措置を含め必要な支援を行うこと。
- 右決議する。

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第50号)

（衆議院 5.5.18可決 参議院 5.22厚生労働委員会付託 5.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国立健康危機管理研究機構法（以下「機構法」という。）の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）その他関係法律について、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行う地方公共団体の機関等（以下「地方衛生研究所等」という。）は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）による情報並びに病原体及び毒素の収集に協力するものとする。地方衛生研究所等は、その職員に対し、機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとする。
- 二、国は、一の協力及び機会の付与が円滑に実施されるように、一の地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。
- 三、厚生労働大臣は、感染症法における厚生労働大臣の事務について、その一部を機構に行わせるものとする。
- 四、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、検体の採取、検体若しくは感染症の病原体の収去又は質問若しくは調査を行わせることができるものとする。
- 五、新型インフルエンザ等対策本部長は、必要があると認めるときは、機構の長その他の役員又は職員を新型インフルエンザ等対策本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができることとする等の所要の規定を設ける。
- 六、その他機構法の施行に伴い、船員保険法、国家公務員共済組合法等の関係法律について、国立研究開発法人国立国際医療研究センターを機構に改める等関係規定の整備を行う。
- 七、この法律は、一部を除き、機構法の施行の日から施行する。

【附帯決議】（5.5.30厚生労働委員会議決）

国立健康危機管理研究機構法案（閣法第49号）と同一内容の附帯決議が行われている。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

（衆議院 5.4.18可決 参議院 5.8文教科学委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能とする措置、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置及び著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、著作物等は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等には、その必要と認められる限度において、当該内部資料の利用者間で公衆送信等を行うことができることとする。
- 二、公表された著作物等のうち、著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は当該著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報の公表がされているもののいずれにも該当しないもの（以下「未管理公表著作物等」という。）を利用しようとする者は、文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思が確認できなかったときは、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、裁定において定める期間に限り、当該未管理公表著作物等を利用することができることとする。
- 三、文化庁長官は、著作権者不明等の場合の裁定及び二の裁定に係る補償金の受領、管理、支払等に関する業務（以下「補償金管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて1個に限り、補償金管理業務を行う者（以下「指定補償金管理機関」という。）として指定することができることとする。指定補償金管理機関が補償金管理業務を行うときは、著作権者不明等の場合の裁定及び二の裁定により供託することとされた補償金は、指定補償金管理機関に支払われるものとする。
- 四、文化庁長官は、二の裁定及び補償金の額の決定に係る事務のうち、裁定の申請受付に関する事務、裁定の要件確認に関する事務及び裁定に係る通常の使用料相当額の算出に関する事務を、その登録を受けた者に行わせることができることとする。
- 五、著作権等の侵害者が譲渡した物の数量等に基づく損害額の算定について、著作権者等の販売等の能力を超える部分に係る数量等があるときは、これらの数量に応じた著作権等の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額に加えることができるものとする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.16文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、著作物等の利用に関する新たな裁定制度は、著作権等管理事業者による集中管理がされていない著作物等を対象としており、これらの権利者には個人で活動するクリエイターなどが多く含まれることを踏まえ、特に本制度の利用の契機となる著作物等の利用の可否に係る意思表示について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと。
- 二、新たな裁定制度の具体化に当たっては、現行の裁定制度の現状を踏まえ、手続の簡素化に留意し、制度の利用に繋がるよう努めること。また、権利者の意思表示の確認に係る要件について明確さを旨として定めるとともに、意思表示をしていない権利者の権利保護が図られるよう、裁定手続を進める過程においても、意思表示を待つだけに留まらず、不断に権利者の探索・アプローチを進める方策に努めること。
- 三、登録確認機関が行う未管理公表著作物等の使用料相当額の算出に当たっては、利用者の負担軽減の観点から、利用者が使用料相当額を算定しやすい簡便な仕組みとするとともに、著作物等の

利用形態に応じた一般的な使用料等の相場を踏まえた適切な額とするよう努めること。

四、著作物等の利用に係る利便性の向上とともに、権利者への適切な対価還元を図る本法の趣旨を踏まえ、登録確認機関の登録及び指定補償金管理機関の指定に当たり、それぞれの機関が権利者及び利用者の意見を適切に反映した運営が確保されるよう留意すること。

五、分野横断権利情報検索システムは新たな裁定制度において権利者の探索に重要な役割を果たすことを踏まえ、政府は、分野横断権利情報検索システムの構築に当たって、著作権等管理事業者が保有する既存のデータベースとの連携等データベースの充実に向けた支援を行うこと。その際には、著作権等管理事業者の負担となることのないよう留意すること。

六、海賊版による著作権侵害に対する損害賠償額として認定されるライセンス料相当額の考慮要素の明確化については、侵害行為の抑止の観点から、損害賠償額が適正な額となるよう制度の趣旨の周知を図ること。

七、海賊版サイトについては、運営主体の多くが海外に拠点をもっていることから、その取締りに当たっては、日本国内のみならず国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通防止に向けた対策に積極的に取り組むこと。

八、メタバースや非代替性トークン（NFT）等、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展が著作物等の創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることを踏まえ、著作物等の一層の利用の円滑化及びそれに伴う著作権者の権利保護の在り方等、著作権制度の議論を加速させること。

九、DXの進展により、著作物の創作又は利用を本来の職業としない者が著作物の提供者あるいは著作物の利用者となる機会が増えたことを踏まえ、著作権等に関する法律知識の周知や契約実務の補助となるマニュアル等の普及に努めること。

十、AI技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作権者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、生成AIの開発と利用が急速に進む中、その学習行為において用いられる著作物について、著作権者の許諾が必要とされる著作権法第30条の4における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈の更なる明確化、権利者側に対価を還元する仕組みの整備等を求める声があることを踏まえ、生成AIをめぐる著作権法上の諸課題について議論を進めること。加えて、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること。

右決議する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 5.5.12可決 参議院 5.15農林水産委員会付託 5.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁港漁場整備法の一部改正

1 漁港施設等活用事業制度の創設

イ 法の目的に「漁港の活用を促進」することを追加するとともに、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めることとする。

ロ 漁港管理者は、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設や漁港の区域内の水域等を有効活用することにより水産物の消費増進や交流促進に寄与する漁港施設等活用事業の推進に関する計画を策定できることとする。

ハ ロの計画が定められた漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、行政財産である漁港施設用地等の貸付け、水面等の長期占用、漁港水面施設運営権の設定を可能とすることとする。

2 漁港施設の見直し等

イ 漁港の機能を構成する漁港施設について、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直

売所等を追加することとする。

- ロ 漁港内の漂流物の除去など漁港の維持管理に寄与する活動を行う団体を漁港協力団体として指定することができるものとする。

二、水産業協同組合法の一部改正

漁業協同組合等が、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する場合には、組合員の労働力を活用する漁場利用事業に係る員外利用制限を適用しないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（５．５．１８農林水産委員会議決）

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出す等地域の産業として重要な役割を果たしているが、主要魚種の不漁、漁業者の減少、気候変動による海洋環境の変化等厳しい状況に直面している。これらに対応するため、科学的知見に基づく資源管理を適切に実施し、新規就業者等の担い手の就業・定着促進を進めるとともに、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を活かした海業の取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進し、豊かで住みよい漁村の振興を図るべきである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないことを十分に確認した上で実施計画の認定が行われるよう必要に応じて助言又は勧告を行うこと。
- 二 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港管理者、認定計画実施者、漁業者、漁業協同組合など幅広い関係者の間で利害調整が円滑に行われるよう環境整備に努めること。
- 三 認定計画実施者が経営破綻して活用事業施設の撤去等の原状回復が不能となった場合等には、原状回復を円滑に進めるために必要な措置を講じること。
- 四 海業は、商業、観光業、環境保護等とも密接な関係にあることから、関係省庁との連携を強化し、施策の展開を図ること。

右決議する。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 ５．５．１８可決 参議院 ５．２２農林水産委員会付託 ５．２６本会議可決)

【要旨】

本法律案は、遊漁船業の安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録（以下「登録」という。）に関する有効期間の見直し等や協議会制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、遊漁船業の安全性向上に向けた措置

- １ 遊漁船業の適正化に関する法律の遵守状況が不良な遊漁船業者が登録の更新を受けようとする場合は、更新に係る登録の有効期間を、５年から、遵守の状況を考慮して４年以内に短縮することとする。
- ２ 登録を受けようとする者は、業務規程を申請書に添付しなければならないこととする。
- ３ 登録を取り消された者等が登録を受けることができない期間を２年から５年へ延長することとする。
- ４ 登録における欠格事由に、処分逃れを目的として廃業した者、関連法人が登録取消処分を受けた者、船員法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者及び暴力団員等を加えることとする。
- ５ 遊漁船業務主任者は、遊漁船に乗り組んで業務を行わなければならないこととする。
- ６ 遊漁船業者は、重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- ７ 都道府県知事及び遊漁船業者は、遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報を公表しなければならないこととする。

8 遊漁船の利用者の安全に係る業務改善命令違反及び当該業務改善命令の法人による違反に対する罰則を強化することとする。

二、遊漁船業に関する協議会制度の創設

1 都道府県知事は、遊漁船の利用者の安全の確保、漁場の安定的な利用関係の確保等について必要な協議を行うため、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合、学識経験者等を構成員とする協議会を組織することができることとする。

2 協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととする。

三、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 5.5.18可決 参議院 5.31経済産業委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

1 商標法について、先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合には、他人の登録商標と類似する商標を登録可能とする。また、一定の場合には、氏名を含む商標を他人の承諾なく登録可能とする。

2 意匠法について、創作者等が意匠登録出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置を受けるための手続要件を緩和する。

3 不正競争防止法について、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為も不正競争行為の対象とする。また、秘密として管理されたビッグデータも限定提供データとして保護し、侵害行為の差止請求等を可能とする。さらに、損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超えらるゝとして賠償が否定されていた損害分も使用許諾料相当額として損害賠償請求を可能とする。

二 コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

1 特許法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律について、在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に、公表により送付したとみなすとともに、インターネットを通じた送達制度を整備する。

2 特許法について、中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部件数制限を設ける。

三 国際的な事業展開に関する制度整備

不正競争防止法について、OECD外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、外国公務員贈賄罪における自然人及び法人に対する法定刑を引き上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 5.6.1可決 参議院 6.7経済産業委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業者に対する金融機能の強化を図ることにより、その事業の持続的な発展を実現するため、個人保証を求めない融資を中小企業信用保険の付保対象とする規定の整備及び危機関連保証の適用要件の見直しを行うとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫(以下「商

工中金」という。)の株式を処分した後も同社が引き続き危機対応業務を的確に行うための規定の整備を行うほか、同社の株主資格及び業務の範囲その他の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業信用保険法の一部改正

- 1 無担保保険等において、一定の要件を充たしている場合に、経営者保証を求めないこととする。
- 2 危機関連保証について、指定期間中に認定申請が行われていれば利用できるよう適用要件を緩和する。

二 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

- 1 政府が保有する工中金の株式を全部処分し、議決権株式の株主資格の対象から政府を削除する。また、代表取締役選定時における主務大臣認可の廃止など、政府保有株式処分に伴う措置を講じる。
- 2 組合金融の円滑化という目的の範囲内において、事業再生企業への出資上限を緩和するなど、工中金の業務範囲の制約等を見直す。また、金融分野の裁判外紛争解決制度など、銀行と同水準の規制を導入する。
- 3 工中金が業務を行うに当たっては、地域金融機関と連携するよう努めるものとする。
- 4 政府保有株式の全部処分後も、工中金に危機対応業務を実施する責務を課す。
- 5 政府は、政府保有株式の全部処分後における特別準備金を含む自己資本の状況、危機対応業務を含む事業の状況等を勘案し、工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、この法律を廃止するための措置を講ずることができる認めるときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 5.6.8可決 参議院 6.20財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の整備、顧客等への契約締結前の説明義務等に係る規定の整備、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置を講ずるものである。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 5.6.8可決 参議院 6.20財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化をはじめとする資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、特別法人出資証券のデジタル化、既存株主の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずるものである。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 5.5.30修正議決 参議院 6.9法務委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、刑法及び刑事訴訟法を改正し、所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

一、刑法の一部改正

- 1 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という文言を用いて整理し、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とする。
- 2 13歳以上16歳未満の者に対し、当該者より5歳以上年長の者がわいせつな行為又は性交等をしたときは、不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪として処罰する。
- 3 膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為であってわいせつなものを性交等に含める。
- 4 わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、威迫、偽計、利益供与等の手段を用いて面会を要求する行為等について、罰則を新設する。

二、刑事訴訟法の一部改正

- 1 性犯罪について、公訴時効期間を5年延長するとともに、被害者が18歳未満である場合には、その者が18歳に達するまでの期間に相当する期間、更に公訴時効期間を延長する。
- 2 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、一定の要件の下で、主尋問に代えて証拠とすることができる。

三、この法律は、原則として、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、施行の状況を勘案し、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる規定等を附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（5.6.15法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第1条の規定による改正後の刑法第176条第3項及び第177条第3項の規定において、13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第1条の規定による改正後の刑法第176条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第21条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。
- 二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。
- 三 性犯罪が被害者の性別を問わないものとなっていることを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、男性や性的マイノリティの被害者について適切に対応できるよう、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。
- 四 第1条の規定による改正後の刑法第176条及び第177条において、婚姻関係の有無にかかわらず

性犯罪が成立することが明確化されたことに鑑み、司法警察職員、検察官、裁判官及び地方自治体の職員等の関係者に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、必要な対応等を行うこと。

- 五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。
- 六 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。
- 七 いわゆる司法面接的手法による聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止するよう努めるとともに、聴取後の聴取対象者への接触については、汚染のない初期供述を可能な限り少ない回数の面接によって確保するという司法面接的手法による聴取の趣旨に反することがないよう、関係者において十分配慮すること。
- 八 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。
- 九 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえ不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。
- 十 附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。
- 十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。
- 十二 性犯罪者の再犯等に関する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講じるよう努めること。
- 十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。

右決議する。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

磁的記録の消去等に関する法律案(閣法第59号)

(衆議院 5.5.30可決 参議院 6.12法務委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰規定を整備するとともに、そうした撮影行為により生成された記録等の剥奪を行うための手続等を整備し、もって性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、性的な姿態を撮影する行為等の処罰等

1 性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録（性的影像記録）を提供する行為、性的な姿態の影像を電気通信回線を通じて不特定又は多数の者に送信する行為、当該送信された影像を記録する行為等について、罰則を新設する。

2 1の撮影する行為等の犯罪行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とする。

二、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置を可能とする制度の導入

1 検察官は、その保管している押収物が1の撮影する行為により生じた物若しくはこれを複製した物又は児童ポルノ等である場合において、当該押収物が電磁的記録を記録したものであるときは、その記録状況等に応じて、当該押収物に記録されている電磁的記録を消去し、又は当該押収物を廃棄する措置を講ずることができる。当該押収物が電磁的記録を記録したものでないときは、これを廃棄することができる。

2 押収物に記録されている電磁的記録が、捜査段階等においていわゆるリモートアクセスによる複製がされたものであって、リモートアクセス先の記録媒体に複製元の電磁的記録が残存しているときは、当該対象電磁的記録の消去をする権限を有する者に対し、その消去を命ずることができる。

3 1及び2の措置に関する聴聞手続、検察庁の長に対する不服申立て手続等に関する規定の整備を行う。

三、この法律は、原則として、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】（5.6.15法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、13歳以上16歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。

三 第4章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。

四 本法第2条第1項第4号において13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第2号及び第3号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、18歳以上の者が16歳未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第2号で定める改正後の刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第2条第1項第3号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信

をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。

五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。

七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。

右決議する。

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第60号)(先議)

(参議院 5.4.10法務委員会付託 4.14本会議可決 衆議院 6.6可決)

【要旨】

本法律案は、民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事執行手続等における電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び裁判書等の電磁的記録化並びに映像と音声の送受信による期日における手続を行うことを可能とする規定の整備、民事執行手続等の申立ての手数料等に係る納付方法の見直し、公正証書の電磁的記録化及び映像と音声の送受信による公正証書の作成手続に係る規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民事執行法等の一部改正

インターネットを利用した申立てを一律に可能とするとともに、裁判所からの送達についてもインターネットを利用してすることを可能とすること、当事者等から提出された書面や裁判所において作成する裁判書等を含め事件記録を電子化し、閲覧等も情報通信機器を利用して行うこと、ウェブ会議等を用いて裁判所における手続を行うこと、民事執行の手続において電子判決書等に係る記録事項証明書の提出を省略することを可能とすること等、民事執行手続等において情報通信技術を活用等するための規定の整備を行う。

二、民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

民事執行手続等の手数料の納付方法の見直し等の措置を講ずる。

三、公証人法の一部改正

公正証書を電子化するとともに、その作成に当たりウェブ会議を用いることができるようになるなど、公正証書の作成に関して情報通信技術を活用等するための規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (5.4.13法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努

めること。

- 二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。
 - 三 裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起らないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。
 - 四 IT技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。
 - 五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。
- 右決議する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(第210回国会閣法第6号)

(衆議院 5.5.30修正議決 参議院 5.31厚生労働委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、旅館業法において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院等に係る感染症法の規定が準用されるものに限る。）及び新感染症を「特定感染症」と定義する。
- 二、旅館業の営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、特定感染症の症状を呈している者等の区分に応じ、感染の防止に必要な協力等を求めることができるものとする。
- 三、旅館業の営業者は、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき又は宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、宿泊を拒むことができるものとする。
- 四、旅館業の営業者は、その施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないものとする。
- 五、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継に係る手続を整備する。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、法律の題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に改めるほか、宿泊拒否事由から感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること、三の「要求」について「厚生労働省令で定めるもの」と明記すること、みだりな宿泊拒否の禁止、厚生労働大臣による指針の作成、検討規定及び経過措置の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】（5.6.6厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている

- 状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。
- 二、旅館業法第4条の2第1項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。
- 三、宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。
- 四、旅館業法第4条の2第3項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。
- 五、旅館業法第4条の2第4項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。
- 六、宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。
- 七、旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第8条第2項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。
- 八、宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。
- 九、本法附則第2条第1項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、患者・障害者の差別助長防止に配慮し、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。
- 十、旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。
- 十一、旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。さらに、営業者が従業員の就職時及び就職後も定期的に研修を行うように指導・助言すること。
- 十二、旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防止対策を担う人材育成を支援すること。
- 十三、旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して事業の継続性について十分に周知すること。
- 十四、生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後6月以内に少なくとも1回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。
- 十五、生活衛生関係営業等のうち、特に食鳥処理業をはじめとする食肉関連営業においては、カンピロバクターによる食中毒の危険性に鑑み、カンピロバクターによる食中毒の防止のための対策を検討すること。
- 右決議する。

本院議員提出法律案

こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、こどもがひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策について、基本理念、国の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進しようとするものである。

障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担に鑑み、こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律の基本理念の趣旨を踏まえ、障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置について定めようとするものである。

こどもに係る公的給付及び新型コロナウイルス感染症等に係る公的給付について非課税とするために講ずべき措置に関する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、こどもが健やかに生まれ、成長することのできる社会の実現を図るとともに、新型コロナウイルス感染症等による国民生活への影響の緩和を図ることが緊要な課題となっていることに鑑み、こどもに係る公的給付及び新型コロナウイルス感染症等に係る公的給付の効果が減殺されないことがないよう、これらの公的給付について所得税を課さないこととするために講ずべき措置について定めようとするものである。

総合的経済安全保障施策推進法案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の安全保障が、防衛、外交、経済、科学技術、文化等の各分野の施策を総合的に講ずることによって確保されるものであるとともに、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い経済安全保障施策の推進が喫緊の課題となっていることに鑑み、我が国及び国民の安全の確保に資するため、経済安全保障施策の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、経済安全保障施策の基本となる事項を定めることにより、経済安全保障施策を総合的に推進しようとするものである。

財政法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、教育・科学技術関係費の財源について、国会の議決を経た金額の範囲内で、財政法第4条第1項ただし書の規定により公債を発行すること等ができるようにするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会法第124条の規定により懲罰委員会に付された者がこれによって懲罰を科せられた場合において、当該者が受ける歳費のうち、当該懲罰が宣告された日の翌日から当該者が当該者の属する議院の会議又は委員会への出席をした日の前日等までの間に係るものについては、その額に100分の40を乗じて得た額に相当する額を支給しないこととするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化しようとするものである。

難民等の保護に関する法律案(参第8号)

(参議院 5.5.12法務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものである。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 5.5.12法務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容は逃亡のおそれがあるときに限り及び裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分の取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の退去強制の手続の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国における土地の取得、利用及び管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、土地取得等問題対策推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、自動車の盗難の防止等のためには、その盗取等の実態等を踏まえた多岐にわたる取組が必要であることに鑑み、自動車盗難対策についてその基本となる事項を定めるとともに、あわせて小売店舗における集団による窃盗等の自動車の窃盗等との類似性が認められる犯罪の防止等に関する施策について定めることにより、自動車盗難対策等を総合的に推進しようとするものである。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年における組織的に行われる窃盗及び盗品有償譲受け等の実情に鑑み、これらの罪に当たる行為が団体の活動としてこれを実行するための組織により行われたときの法定刑を加重する等の措置を講じようとするものである。

一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入金について、後日行うこととされている一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れがまだ完了していない現状に鑑み、一般会計からの同勘定への繰入れのために講ずべき措置について定めるものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、堕胎、同意堕胎及び同致死傷並びに業務上堕胎及び同致死傷の罪を廃止するとともに、指定医師が人工妊娠中絶を行うことができる者の要件及びその際に配偶者の同意を得ることとする要件を廃止する等の措置を講じようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

議院法制局法の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.29議院運営委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、衆議院法制局に置かれる部として法案審査部を規定すること。
- 二、この法律は、令和5年4月1日から施行すること。

令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第12号)

(衆議院 5.5.12可決 参議院 5.31内閣委員会付託 6.2本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金」とは、令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金及び令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金をいう。

二、差押禁止等

- 1 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

三、非課税

租税その他の公課は、令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(衆第13号)

(衆議院 5.6.13修正議決 参議院 6.14内閣委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
- 二、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策(以下単に「国民の理解の増進に関する施策」という。)は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理

- 由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。
- 三、国民の理解の増進に関する施策に関し、国及び地方公共団体の役割並びに事業主等の努力について定める。
- 四、政府は、毎年1回、国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。
- 五、政府は、二の基本理念にのっとり、国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 六、国民の理解の増進に関する施策に関し、学術研究等の推進及び知識の着実な普及等について定める。
- 七、政府は、関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
- 八、この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。
- この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。
- 九、この法律は、公布の日から施行する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 5.6.1可決 参議院 6.12国土交通委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 令和6年3月31日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、当該措置の期間を当分の間延長することとする。
- 二 この法律は、公布の日から施行することとする。

良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(衆第18号)

(衆議院 5.6.1可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策（以下「ゲノム医療施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、ゲノム医療施策は、ゲノム医療の研究開発及び提供に係る施策を相互の有機的な連携を図りつつ推進することにより、幅広い医療分野における世界最高水準のゲノム医療を実現し、その恵沢を広く国民が享受できるようにすること、ゲノム医療の研究開発及び提供の各段階において生命倫理への適切な配慮がなされるようにすること、ゲノム医療の研究開発及び提供において得られたゲノム情報の保護が十分に図られるようにするとともに、ゲノム情報による不当な差別が行われることのないようにすることを基本理念として行われなければならない。
- 二、政府は、ゲノム医療施策を実施するため必要な財政上の措置等を講じなければならない。
- 三、政府は、ゲノム医療施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 四、国は、ゲノム医療の研究開発及び提供の推進を図るため、ゲノム医療に関し、研究体制の整備、研究開発に対する助成等の施策を講ずるものとする。
- 五、国は、ゲノム医療の研究開発及び提供の各段階において生命倫理への適切な配慮がなされることを確保するため、医師等及び研究者等が遵守すべき事項に関する指針の策定等の施策を講ずる

ものとする。

六、国は、ゲノム医療の研究開発及び提供の推進に当たり、生まれながらに固有で子孫に受け継がれ得る個人のゲノム情報による不当な差別等への適切な対応を確保するため、必要な施策を講ずるものとする。

七、国は、医療以外の目的で行われる個人の細胞の核酸に関する解析（その結果の評価を含む。）についても、科学的知見に基づき実施されるようにすることを通じてその質の確保を図るとともに、当該解析に係る役務の提供を受ける者に対する相談支援の適切な実施を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

八、この法律は、公布の日から施行する。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第19号)

(衆議院 5.6.1可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、当該施策を集中的に実施する期間を5年間延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を5年間延長し、令和11年度までとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。

三、この法律による改正後の戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の規定については、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第20号)

(衆議院 5.6.6可決 参議院 6.8災害対策特別委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 市町村長は、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助をすることができることとする。

二 地方公共団体が把握に努めなければならない登山者等に関する情報の例示として、立入りの日、火山における移動の経路を挙げるとともに、地方公共団体が登山者等に対して当該情報の提供を求めるに当たっては、登山者等がその提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするものとする。

三 情報の伝達等をするに当たっては、情報通信技術の活用等を通じて火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報が住民等に迅速かつ的確に伝えられるようにすることを旨とするものとする。

四 国及び地方公共団体は、火山に関する観測、測量、調査及び研究のための施設及び組織の整備並びに大学その他の研究機関相互間の連携の強化に努めるとともに、国及び地方公共団体の相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、及びその知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた当該人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこととする。また、国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保に努めるとともに、地方公共団体に対する必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならないこととする。

五 文部科学省に、火山調査研究推進本部を置くこととし、同本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整、火山に関する総合的な調査観測計画の策定等の事務をつかさどることとする。

六 国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、火山防災の日を

設け、火山防災の日は、8月26日とすることとする。また、国及び地方公共団体は、火山防災の日には、防災訓練その他のその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

七 この法律は、令和6年4月1日から施行することとする。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(衆第21号)

(衆議院 5.6.6可決 参議院 6.8災害対策特別委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとする。
- 二 国土強靱化実施中期計画は、計画期間、計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標、同施策のうちその推進が特に必要となるものの内容及びその事業の規模等について定めるものとする。
- 三 国土強靱化基本計画に係る閣議請議、公表及び見直しの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用することとする。
- 四 内閣総理大臣が関係行政機関の長に対し必要な勧告をすることができる場合として、国土強靱化実施中期計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合を追加することとする。
- 五 国土強靱化推進本部の所掌事務として、国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関することを追加することとする。
- 六 国土強靱化推進本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村等の意見を聴かなければならないこととする。
- 七 六は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用することとする。
- 八 国土強靱化推進本部に、六（七において準用する場合を含む。）の事項を処理するため、議長及び委員20人以内で組織する国土強靱化推進会議を置くこととする。また、同会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとする。
- 九 この法律は、公布の日から施行することとする。また、政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（5.6.9災害対策特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 近年、我が国では台風、豪雨、豪雪等、気候変動の影響によるとされる自然災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生しており、また、近い将来その発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震では甚大な被害がもたらされることが想定されていることを踏まえ、国民の生命・財産・暮らしを守り抜くため、防災・減災、国土強靱化の取組を継続的かつ安定的に進めていくこと。特に、大規模自然災害への対策に係るものについては、集中的かつ迅速に実施することについて検討すること。
- 二 令和5年5月に会計検査院が公表した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する会計検査の結果について」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「国土強靱化実施中期計画」の実施に当たっては、予算の執行状況の確実な把握、不用額及び不用率の状況の改善、閣議決定に沿った事業の執行、実施事業の計画期間内における確実な効果の発現に真摯に取り組み、国民に対して十分な説明を行うこと。また、国土強靱化基本計画が他の計画の基本となるアンブレラ計画であることから、社会資本整備重点計画等との整合性を保

持し、取組を推進すること。

三 国土強靱化実施中期計画においては、ハード対策にとどまらず、人々に寄り添い、その命を守る観点からソフト対策についても充実強化すること。特に、市町村による個別避難計画の作成、要配慮者の避難先となる福祉避難所とその運営体制の確保、避難所における女性や未成年者への暴力やセクシュアル・ハラスメント防止のための安全対策などが確実に実施されるよう、地方公共団体を強力に支援すること。

四 高度経済成長期に整備した河川堤防、道路、橋梁、トンネル、港湾などの老朽化及び長寿命化対策予算が必要となる中で、グリーンインフラの活用や「生態系を活用した防災・減災」による考え方も国土強靱化対策に反映するよう検討すること。また、費用便益分析に基づく事業評価をメルクマールとして、過去に計画された大型公共事業も柔軟に見直すこと。

右決議する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法案(衆第24号)

(衆議院 5. 6. 8可決 参議院 6. 12厚生労働委員会付託 6. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、認知症施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の実現を推進することを目的とする。

二、この法律において「認知症」とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。

三、認知症施策は、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等の事項を基本理念として行われなければならない。

四、国及び地方公共団体は、三の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

五、国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

六、政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。

七、政府は、認知症施策推進基本計画を策定しなければならない。当該基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

八、都道府県は、都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。市町村(特別区を含む。)は、市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

九、認知症施策を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を置く。

十、認知症施策推進本部に、認知症の人及び家族等のうちから、内閣総理大臣が任命する委員で組織する認知症施策推進関係者会議を置く。認知症施策推進本部は、認知症施策推進基本計画の案を作成しようとするとき等には、あらかじめ、認知症施策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。

十一、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆第25号)

(衆議院 5.6.8可決 参議院 6.19財政金融委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間公益活動を一層促進する等のため、目的規定等を改正するとともに、指定活用団体及び資金分配団体が民間公益活動の実施のための助言又は派遣を行うことを明記し、指定活用団体から助成等を受ける団体として活動支援団体を創設し、並びに指定活用団体の業務に資金分配団体に対する出資を追加するほか、指定活用団体の事務に要する経費に係る特例の期限を延長する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則的規定の改正

- 1 目的規定に、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記する。
- 2 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念における経済社会情勢の急速な変化の例示として、国際化の進展を明記する。

二、助言又は派遣に関する規定の整備

- 1 資金分配団体の定義に、実行団体に対し助成等に付随する助言又は派遣を行うことを明記する。
- 2 指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受ける団体として、活動支援団体（民間公益活動を行う団体等に対し助言又は派遣を行う団体）を創設する。

三、指定活用団体の業務の追加

指定活用団体の業務に、資金分配団体に対し、出資を行うこと等を追加する。

四、指定活用団体の事務に要する経費に係る特例の期限の延長

指定活用団体が休眠預金等交付金を人件費その他の事務に要する経費に充てることができる特例について、その期限を5年間延長する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2及び四は、公布の日から施行する。

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第26号)

(衆議院 5.6.13可決 参議院 6.13地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響並びに原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和5年3月28日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、世帯に属する全ての者が地方税法の規定による市町村民税を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し3万円を上限とする給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下同じ。）を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金をいう。

二、差押禁止等

- 1 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

三、非課税

租税その他の公課は、令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金についても適用する。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第51号)

(衆議院 5. 6. 20可決 参議院 6. 20議院運営委員会付託 6. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外すること。
- 二、この法律は、第212回国会の召集の日から施行すること。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆第52号)

(衆議院 5. 6. 20可決 参議院 6. 20議院運営委員会付託 6. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止すること。
- 二、この法律は、第212回国会の召集の日から施行すること。

予 算

令和五年度一般会計予算

令和五年度特別会計予算

令和五年度政府関係機関予算

(衆議院 5. 2. 28可決 参議院 2. 28予算委員会付託 3. 28本会議可決)

【概要】

令和4年の我が国経済は、コロナ禍からの経済活動の再開が進む中、ロシアによるウクライナ侵攻や、国内外の金利差拡大等による円安などにより、四半世紀ぶりの物価上昇に直面した。こうした中、物価高騰対策を含む補正予算が編成され、5月に四年度第1次補正予算、次いで12月に第2次補正予算が成立した。暦年ベースで4年の実質GDPはプラス成長となり、総じて見れば景気は緩やかに持ち直している状況にあった。

また、我が国財政は、税収増により一般会計当初予算ベースの基礎的財政収支の赤字幅は縮小が見られるものの、近年のコロナ対策で大規模な財政出動が行われたこともあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比は2倍を超すなど厳しさが一層増している。

こうした状況の中、令和五年度予算は、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)といった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保、などの重要な政策課題について必要な予算措置を講ずる等の方針の下に編成され、令和4年12月23日に閣議決定された。

令和五年度一般会計予算の規模は114兆3,812億円(対前年度当初予算比6.3%増)と11年連続で過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が72兆7,317億円(同8.0%増)、地方交付税交付金等が16兆3,992億円(同3.3%増)、国債費が25兆2,503億円(同3.7%増)となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は36兆8,889億円(同1.7%増)となった。概算要求基準時点において年金・医療等に係る経費のいわゆる自然増が5,600億円と見込まれたが、社会保障関係費の前年度からの実質的な増加は4,100億円程度(年金スライド分2,200億円程度を除く)となった。令和5年4月創設のこども家庭庁予算が一般会計と年金特別会計との合計で4兆8,104億円となり、出産・子育て応援交付金に370億円等が計上された。

防衛関係費(防衛力強化資金繰入れ3兆3,806億円を除く)は6兆7,880億円(対前年度当初予算比26.4%増)となり、11年連続の増加となった。新たな防衛力整備計画が策定され、令和5～9年度の5年間における防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度となり、従来の中期防衛力整備計画の約1.6倍に増加した。5年度の防衛力整備計画対象経費は6兆6,001億円となり、トマホーク取得を含むスタンド・オフ防衛能力(契約ベースで約1.4兆円)等が計上された。

公共事業関係費は6兆600億円(対前年度当初予算比0.04%増)となった。このうち国土強靱化関係予算は3兆9,497億円(同2.0%増)となった。インフラの老朽化対策に6,817億円(同1.7%増)、海上保安能力の抜本的強化に2,431億円(同9.0%増)等が計上された。

文教及び科学振興費は5兆4,158億円(同0.5%増)となり、4年ぶりの増加となった。小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の推進、小学校4年生の35人以下学級の実現のための教職員定数の改善等により、義務教育費国庫負担金1兆5,216億円(同1.3%増)が計上された。科学技術振興費は1兆3,942億円(同1.1%増)となった。

地方交付税交付金等は16兆3,992億円(同3.3%増)となり、2年ぶりの増加となった。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される地方交付税交付金は18兆3,611億円(同1.7%増)となり、臨時財政対策債の発行は過去最少の1.0兆円となった。

国債費は、25兆2,503億円(同3.7%増)となり、公債残高の増加に伴う債務償還費の増加等によって3年連続の増加となった。内訳は、債務償還費が16兆7,561億円(同4.2%増)、利払費が8兆4,723

億円（同2.7%増）となっている。

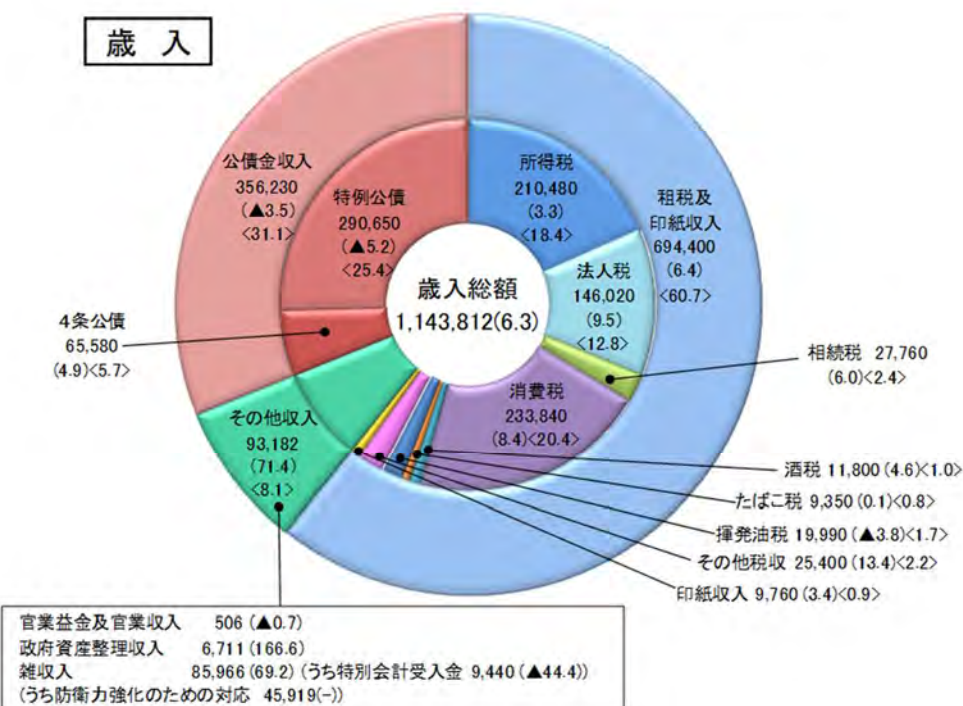
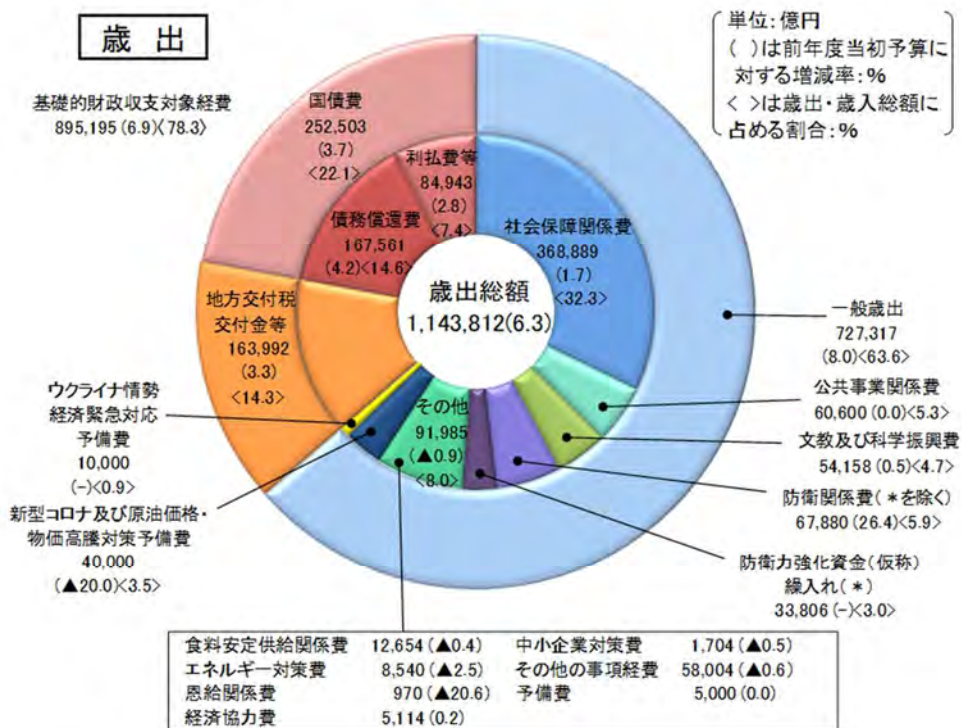
このほか、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費は前年度当初予算から1兆円減額の4兆円、令和四年度第2次補正予算で創設したウクライナ情勢経済緊急対応予備費は1兆円が計上された。

歳入予算については、租税及印紙収入は69兆4,400億円（同6.4%増）となり、過去最高を見込んでいる。コロナ禍からの景気回復や円安による企業業績の改善により、消費税や法人税等の増加を見込んでいる。

公債金は35兆6,230億円（同3.5%減）で2年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆5,580億円（同4.9%増）、特例公債が29兆650億円（同5.2%減）となっている。公債依存度は31.1%となり、前年度当初予算に比べ3.2%ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ5兆8,029億円増加（対前年度当初予算比6.9%増）した。一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から2.3兆円改善したものの、マイナス10兆7,613億円の赤字となった。また、令和5年度末の国及び地方の長期債務残高は1,279兆円（対GDP比224%）と見込まれている。

令和五年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 5. 3. 30承認 参議院 4. 19外交防衛委員会付託 4. 28本会議承認)

【要旨】

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであり、2022年(令和4年)1月6日に東京及びキャンベラにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条、末文及び附属書から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び討議の記録の作成等が行われており、それらの概要は、次のとおりである。

- 一、接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。
- 二、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除される。
- 三、訪問部隊は、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。
- 四、接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。
- 五、訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。
- 六、裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第1次の権利を有する。
- 七、公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。
- 八、両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。
- 九、この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後5日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 5. 3. 30承認 参議院 4. 19外交防衛委員会付託 4. 28本会議承認)

【要旨】

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであり、2023年(令和5年)1月11日にロンドンにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条、末文及び附属書から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び討議の記録の作成等が行われており、それらの概要は、次のとおりである。

- 一、接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣

国の義務である。

- 二、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除される。
- 三、訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。
- 四、接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。
- 五、訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合に、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。
- 六、裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第1次の権利を有する。
- 七、公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。
- 八、両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。
- 九、この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（衆議院 5.4.18承認 参議院 5.8外交防衛委員会付託 5.12本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国政府とアメリカ合衆国政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）との間において、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力に関する基本事項を包括的に定めるものであり、2023年（令和5年）1月13日にワシントンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文21箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における共同活動は、この協定に従って、宇宙科学、地球科学等の分野において行う。
- 二、共同活動の特定の条件については、この協定に基づく実施機関間の実施取決めで定める。
- 三、各当事国政府は、この協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアの輸出入に係る税の免除を確保すること並びに当該物品及びソフトウェアの輸出入に係る手数料の免除を容易にするよう妥当な努力を払う。
- 四、この協定に基づく共同活動の実施において専ら一方の当事国政府又はその貢献者によって行われた発明又は創作された著作物に対する権利又は利益については、当該一方の当事国政府又はその貢献者が有する。
- 五、両当事国政府は、この協定に基づく自己の活動に関する広報を行う権利を保持し、共同活動によって得られる全ての科学的なデータについて当該データが公に利用可能となった場合には速やかに共有する。
- 六、両当事国政府は、この協定に基づく共同活動について、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における両当事国政府間の協力を促進するため、責任に関する相互

放棄を確立する。

七、各当事国政府は、自己が登録した宇宙物体及びその乗員並びに月その他の天体を含む宇宙空間にある自国民である人員に対し、管轄権及び管理の権限を保持する。

八、この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの法的手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 5.4.27承認 参議院 5.15外交防衛委員会付託 5.24本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とバーレーンとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2022年(令和4年)6月にマナーマで署名されたものである。この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 四、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 五、この協定は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 5.4.27承認 参議院 5.15外交防衛委員会付託 5.24本会議承認)

【要旨】

この条約は、1986年(昭和61年)に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をアゼルバイジャンとの間で全面的に改正するものであり、2022年(令和4年)12月27日にバクーで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得の課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができ
ること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができるこ
とを規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換することを規定するとともに、滞納租
税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定
する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について
第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特
典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生
のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通
告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

**所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本
国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第
6号）**

（衆議院 5.4.27承認 参議院 5.15外交防衛委員会付託 5.24本会議承認）

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、
我が国とアルジェリアとの間で課税権を調整するものであり、2023年（令和5年）2月7日にアル
ジェで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部
を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する
場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税するこ
とができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができる
こと又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができ
ること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができるこ
とを規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換することを規定するとともに、滞納租
税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定
する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである
場合には条約の特典は与えられない。
- 八、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生
のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通
告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

**航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定に関する日本国と
欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）**

（衆議院 5.4.18承認 参議院 5.8外交防衛委員会付託 5.12本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国と欧州連合構成国（以下「構成国」という。）との間の既存の二国間航空協

定の特定の規定を日本国と欧州連合との間の航空関係の現状を踏まえた内容とすることで、航空関係の安定的な発展に向けた基盤を整備するものであり、2023年（令和5年）2月20日にブリュッセルにおいて署名された。

この協定は、前文、本文8箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の当事国である構成国が指定した航空企業の特権等の取消し等に関する権利の条件として、当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと等を規定し、その規定は航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の対応する規定に代えて適用することを規定する。
- 二、附属書Ⅰには、この協定に関連する航空業務に関する日本国と構成国との間の協定として、日・オーストリア協定、日・ベルギー協定、日・デンマーク協定、日・フィンランド協定、日・フランス協定、日・ドイツ協定、日・ギリシャ協定、日・ハンガリー協定、日・イタリア協定、日・オランダ協定、日・ポーランド協定、日・スペイン協定及び日・スウェーデン協定を掲げている。
- 三、附属書Ⅲには、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国及びスイス連邦を掲げている。
- 四、一方の締約者は、他方の締約者に対し、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行い、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌月の初日にこの協定は効力を生ずる。

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

（衆議院 5.5.12承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.9本会議承認）

【要旨】

この条約は、商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、調停による国際的な和解合意の執行等に関する枠組みについて定めるものであり、2018年（平成30年）12月20日にニューヨークで開催された国際連合総会において採択され、2020年（令和2年）9月12日に発効した。

この条約は、前文、本文16箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、和解合意を執行する。
- 二、この条約に基づいて和解合意を援用する当事者が和解合意を援用するための要件について規定する。
- 三、救済を求められた締約国の権限のある機関が救済の付与を拒否することができる事由について規定する。
- 四、和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、二の規定に基づいて求められた救済に影響を及ぼし得る場合において、当該救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができる。かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができる。
- 五、締約国は、和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用すること等を宣言することができる。
- 六、いずれかの国が、この条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する場合には、この条約は、当該国の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後6箇月で当該国について効力を生ずる。

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書

の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 5.4.18承認 参議院 5.8外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

【要旨】

この議定書は、サイバー犯罪に関する条約(以下「条約」という。)に関して、同条約委員会のクラウド証拠作業部会が、容易に国境を越えるサイバー犯罪への対策を一層強化するため、より迅速かつ円滑な手続による他の締約国からの電子的形態の証拠の収集を可能にするための追加議定書の策定を提言したことを受けて起草されたものであり、2021年(令和3年)11月17日に欧州評議会閣僚委員会において採択された。この議定書は、前文、本文25箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この議定書に定める措置は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する特定の捜査又は刑事訴訟並びに犯罪に関する電子的形態の証拠の収集等について適用する。
- 二、各締約国は、自国の権限のある当局に対し、特定の捜査又は刑事訴訟を目的として、他の締約国の領域内に所在するドメイン名の登録サービスを提供する団体が保有し、又は管理しているドメイン名の登録者を特定等するための情報を提出するよう当該団体に要請を発する権限を与え、また、自国の領域内に所在する団体が、国内法令に定める合理的な条件に従い、他の締約国からの要請に応じて情報を開示することを認めるため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。
- 三、各締約国は、自国の権限のある当局に対し、特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している加入者情報を開示するよう当該サービス・プロバイダに直接命令を発する権限を与えるため、また、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダが、他の締約国からの命令に応じて加入者情報を開示することができるようにするため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。なお、我が国は、議定書の締結に当たり、この規定を適用しない権利を留保することの宣言を行う予定である。
- 四、各締約国は、緊急事態が存在すると認める場合には、特に迅速な相互援助を要請することができること、要請を受ける締約国は、緊急事態が存在し、かつ、相互援助のための他の要件が満たされたと認める場合には、特に迅速に要請に回答すること等を規定している。
- 五、この議定書は、条約の五の締約国がこの議定書に拘束されることについての同意を表明した日の後3箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 5.5.12承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.9本会議承認)

【要旨】

この協定は、2007年の国際コーヒー協定の有効期間が2024年(令和6年)2月1日までとなっているため、これに代わる新たな国際コーヒー協定として、2022年(令和4年)6月9日に国際コーヒー理事会(以下「理事会」という。)の第133回会合において採択されたものである。

この協定は、前文、本文55箇条、末文、1の附属書及び理事会決議第477号から成り、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び官民連携等について定めるものである。2007年の国際コーヒー協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 一、この協定が貢献すべき開発目標の1つとして持続可能な開発目標(SDGs)が特記され、また、コーヒー生産者(特に小規模コーヒー生産者)の繁栄を目的とした支援について新たに規定されるなど、コーヒー産業を持続的に発展させることに重点が置かれた。
- 二、2007年の国際コーヒー協定において理事会の下に設置されていた消費振興及び市場動向に関する委員会及び事業計画に関する委員会が廃止され、新たに経済に関する委員会が設置された。ま

た、補助機関である民間部門諮問委員会及びコーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが廃止され、新たに賛助加盟員会及びコーヒー官民作業部会が設置された。

三、各加盟国が有する票数について、各加盟国のコーヒーの輸出又は輸入の数量に基づいて決定する方式から、輸出又は輸入の数量及び価額に基づいて決定する方式に変更された。また、各加盟国が支払う分担金の額について、各加盟国が有する票数に比例させる方式から、各加盟国のコーヒーの貿易の数量及び価額に基づいて決定する方式に変更された。

なお、この協定は、加盟輸出国の総票数の3分の2以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の3分の2以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずる。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 5.5.12承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.9本会議承認)

【要旨】

この議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）を改正し、同協定の附属書一Aに漁業補助金に関する協定（以下「漁業補助金協定」という。）を追加すること等について定めるものであり、2022年（令和4年）6月17日にジュネーブで採択されたものである。

この議定書は、前文、本文、末文及び附属書（漁業補助金協定）から成り、同附属書には、第1条から第12条までの規定が含まれる。その主な内容は次のとおりである。

一、本文

世界貿易機関協定附属書一Aについては、補助金及び相殺措置に関する協定の次に漁業補助金協定を加える。この議定書は、世界貿易機関協定第10条3の規定に従って、加盟国の3分の2が受諾した時にそれらの加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

二、議定書の附属書（漁業補助金協定）

- 1 いかなる加盟国も、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業等に従事する船舶又は運航者に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。
- 2 いかなる加盟国も、濫獲された資源に関する漁獲等に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。
- 3 漁業補助金協定に基づく規律の実施のために提供される開発途上加盟国に対する技術援助及び能力の開発に関する援助を支援するため、関連する国際機関と協力して、世界貿易機関の任意の資金供与の仕組みを設置する。
- 4 加盟国は、補助金が交付される漁獲活動の種類の情報、漁業補助金協定に関連を有する自国の漁業に関する制度の概要、自国が参加国である地域漁業管理機関に関する情報等を通報又は提供する。
- 5 各加盟国の代表で構成する漁業補助金に関する委員会を設置する。
- 6 漁業補助金協定が効力を生じてから4年以内に包括的な規律が採択されない場合には、一般理事会が別段の決定を行わない限り、漁業補助金協定は直ちに終了する。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 5.3.24承認 参議院 3.29総務委員会付託 3.30本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,440億円、事業支出が6,720億円で、280億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

経営計画の最終年度となる令和5年度は、経営計画の修正により、スリムで強靱な「新しいNHK」を目指した構造改革をさらに強化し、衛星波の一波削減や受信料の値下げを行うとともに、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たし、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるほか、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、ユニバーサル放送・サービスの充実、インターネット活用業務における国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供、共感と納得に基づく営業活動による受信料の公平負担と制度の理解促進、NHKグループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化、人事制度改革の加速、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,707億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,090億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、現行の受信料額から一割引き下げる値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくこと、経営委員会によるガバナンスの下で適切に予算を執行すること、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】 (5.3.30総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表するなど、開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地から公平に代表されることを考慮するとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実

に果たすよう、権限を行使すること。その際、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第3条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を行わないこと。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、放送法を遵守し、情報の十分な開示・説明を行うこと。特に、経営委員会及び理事会等における業務・経営等についての意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、国民・視聴者の信頼を保持するため、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となつて行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

六、協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

七、協会は、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、引き続き検討すること。

また、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、訪問によらない営業への転換に伴う契約件数への影響等の検証を着実に実施し、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行い、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

なお、令和4年の放送法改正により導入された割増金については、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力しつつ、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

八、協会は、令和5年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。

また、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

九、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

十、協会は、関連事業持株会社の設立による業務効率化や関連公益法人等の統合の効果を随時検証し、グループ全体の経営改革に積極的に取り組むこと。

なお、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。

また、子会社等からの適切な還元を図るとともに、子会社等との契約において高止まりしている随意契約の割合を引き下げることを含め、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十一、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十二、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅

力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十三、協会は、激動する国際情勢等の現状に鑑み、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。

十四、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十五、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

また、ハラスメント防止など職場の環境改善を促進するとともに、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 5.5.25承認 参議院 6.7国土交通委員会付託 6.9本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、令和5年4月7日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一 平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする北朝鮮をめぐる諸般の事情及び我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

1 北朝鮮籍の全ての船舶

2 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

3 国連安全保障理事会の決定又は国連安全保障理事会決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安全保障理事会決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（1又は2に該当する船舶を除く。）

4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（3に該当する船舶を除く。）

二 入港禁止の期間は令和7年4月13日までの間とする。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 5.6.13承認 参議院 6.14経済産業委員会付託 6.16本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により令和5年4月7日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、令和5年4月14日から令和7年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から11月26日までの間に使用を決定した金額は3兆1,656億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費8,415億円、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費7,310億円、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費5,119億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から11月17日までの間に使用を決定した金額は447億円で、その内訳は、政府広報に必要な経費101億円、自衛隊が行う診療等に必要な経費92億円、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費86億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和3年11月26日に使用を決定した金額は23億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

令和3年9月16日に決定した経費増額総額は692億円で、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額である。

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に使用を決定した金額は1兆4,529億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費6,670億円、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費4,396億円、検疫業務の実施に必要な経費1,479億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から3月25日までの間に使用を決定し

た金額は4,033億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費3,499億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費310億円、漁業用燃油価格安定対策事業に必要な経費98億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 5.4.13承諾 参議院 5.19決算委員会付託 5.24本会議承諾）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和４年３月４日に使用を決定した金額は300億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

（衆議院 5.4.13承諾 参議院 5.19決算委員会付託 5.24本会議承諾）

【要旨】

令和４年２月22日から３月29日までの間に決定した経費増額総額は334億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額 9 兆8,600億円のうち、令和４年４月28日から９月20日までの間に使用を決定した金額は 4 兆8,588億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費 1 兆2,959億円、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給等に必要な経費8,539億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費8,265億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和４年４月15日から９月30日までの間に使用を決定した金額は4,197億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費2,774億円、配合飼料価格高騰緊急対策事業に必要な経費434億円、こどもみらい住宅支援事業に必要な経費300億円などである。

令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,048億円のうち、令和４年11月４日に使用を決定した金額は688億円で、食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入れに必要な経費である。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額 9 兆 8,600 億円のうち、令和 5 年 3 月 28 日に使用を決定した金額は 2 兆 2,226 億円で、その内訳は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費 1 兆 2,000 億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費 7,365 億円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 1,550 億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額 9,000 億円のうち、令和 5 年 3 月 17 日から 3 月 28 日までの間に使用を決定した金額は 1,060 億円で、その内訳は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費 606 億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費 311 億円、貨幣交換差減補填金の不足を補うために必要な経費 93 億円などである。

令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

（衆議院 継続審査）

【要旨】

令和 5 年 2 月 21 日に決定した経費増額総額は 733 億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

決算その他

令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 5.1.24決算委員会付託 6.14本会議是認)

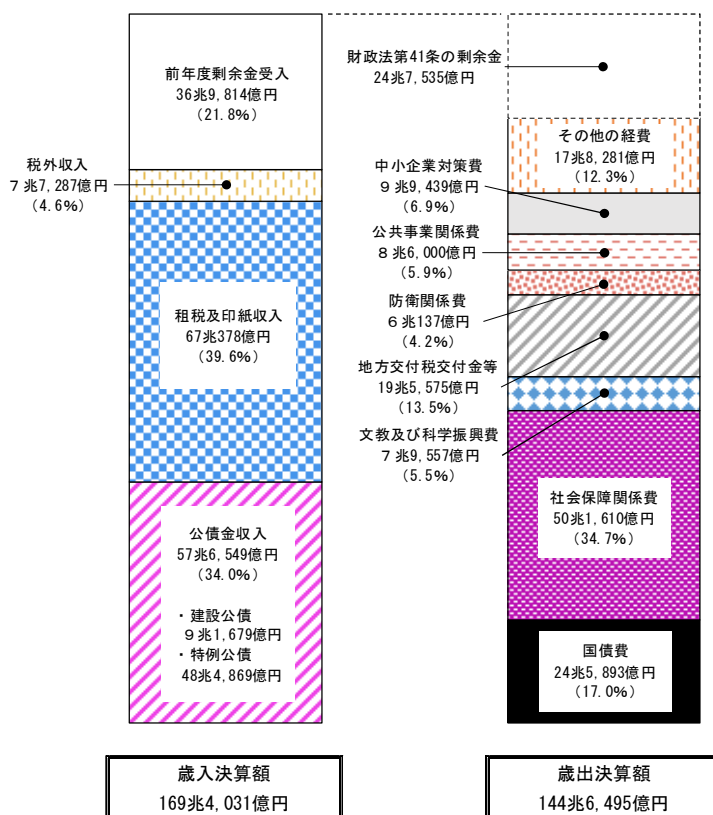
令和三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は169兆4,031億円、歳出決算額は144兆6,495億円であり、差引き24兆7,535億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和4年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆3,811億円である。

令和三年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は455兆5,544億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は441兆814億円である。

令和三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は90兆4,707億円であり、資金からの支払命令済額は19兆5,806億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は69兆4,847億円であるため、差引き1兆4,053億円の剰余を生じた。

令和三年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は9,955億円、支出済額を合計した支出決算額は6,646億円である。

〈令和三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) ()内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 5.1.24決算委員会付託 6.14本会議是認)

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書における3年度中の国有財産の差引純増加額は9兆2,887億円、3年度末現在額は126兆5,485億円である。

令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 5.1.24決算委員会付託 6.14本会議是認)

令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書における3年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は66億円、3年度末現在額は1兆2,208億円である。

N H K 決 算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。